
門真市第2期障がい福祉計画

(平成21年度～23年度)

(素案)

平成21年1月

門 真 市

◆◆◆目 次◆◆◆

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	7
4 計画の策定体制	8

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

1 人口及び障がいのある人の状況	9
(1) 総人口・総世帯数の推移	9
(2) 身体障がいのある人の状況	10
(3) 知的障がいのある人の状況	13
(4) 精神障がいのある人の状況	15
2 事業所アンケート調査にみる課題	17
3 第1期計画の実施状況と課題	20
(1) 障がいのある人の推計値と実績値	20
(2) 地域生活移行と就労支援	21
(3) 障がい福祉サービス	27
(4) 地域生活支援事業	36

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	41
2 基本視点	42
3 平成23年度までにめざす姿	43
4 障がいのある人の推計	47
5 区域の設定	47

第4章 事業計画

1 障がい福祉サービス等の見込みと確保策	49
■障害者自立支援法に基づくサービス事業体系の概要	49
(1) 訪問系サービスの見込みと確保策	50
(2) 日中活動系サービスの見込みと確保策	52
(3) 居住系サービスの見込みと確保策	57

(4) 相談支援の見込量	58
2 地域生活支援事業の見込みと確保策	59
(1) 相談支援事業	60
(2) コミュニケーション支援事業	62
(3) 日常生活用具給付等事業	63
(4) 移動支援事業	64
(5) 地域活動支援センター事業	64
(6) 選択的事業等	65
3 障がいのある人の人権擁護と利用者本位の環境の整備	67
4 計画の推進	70

資料編

1 計画策定の経過	
2 用語の説明	

第1章

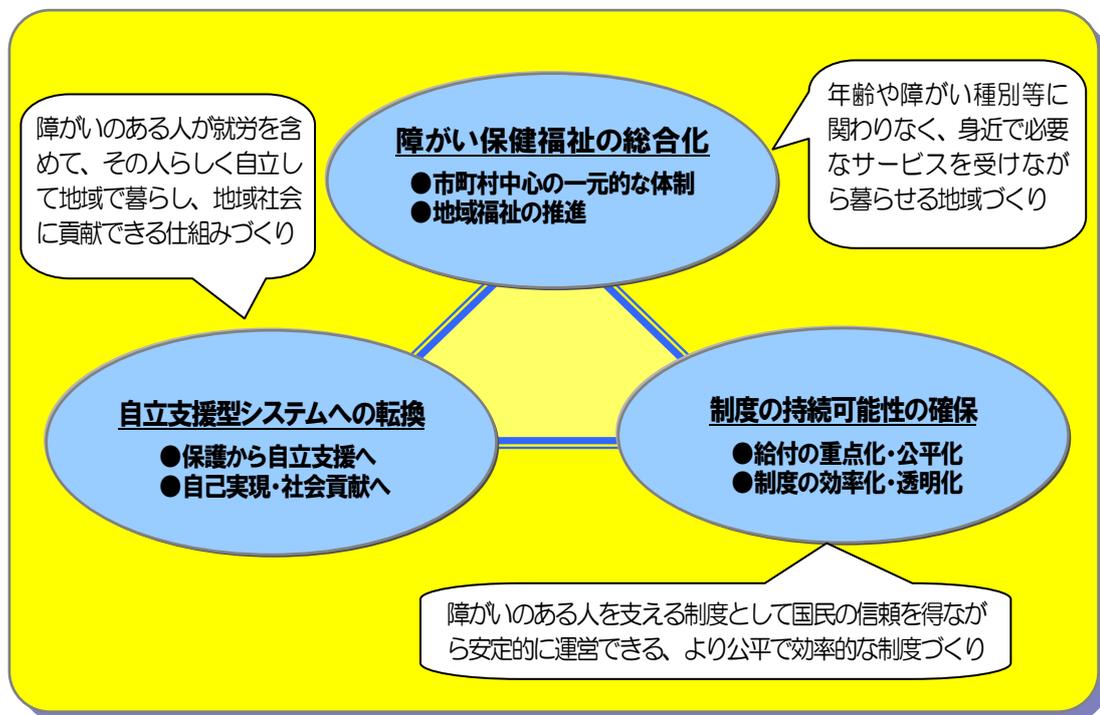
計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

「障害者自立支援法」の施行

平成17年10月31日、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、障害者自立支援法が成立し、平成18年4月から施行されました（施設・事業体系への移行は10月1日から施行）。障害者基本法のもと、4つの個別法（身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・児童福祉法）のサービス給付に関する部分を一元化し、障がい保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保などをめざしたものです。

■障害者自立支援法の基本的視点



障害者自立支援法の成立に伴い、市町村ごとに実施状況が異なっていた支援費制度によるサービスは、全国どこでも共通のルールに基づき障がい福祉サービスとして提供されることになりました。

また、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましいサービスについては、地域生活支援事業として地域の創意・工夫により効果的・効率的に運営していくことができるようになりました。

■ 「障害者自立支援法」による主な改革内容

これまでの制度の問題点	障害者自立支援法による主な改革
<ul style="list-style-type: none"> ● 3障がい（身体・知的・精神）の制度体系が分かれており、格差がある。 ● 精神障がいのある人は支援費制度の対象外となっている。 ● 実施主体が都道府県、市町村に二分化されている。 	<p>①障がい者施策の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3障がいの制度格差を解消し、精神障がいのある人を対象に加える。 ○ 市町村に実施体制を一元化し、都道府県はこれをバックアップする。
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい種別ごとに複雑な施設・事業体系となっている。 ● 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態がかけ離れている。 	<p>②利用者本位のサービス体系への再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 33種類に分かれていた施設体系を6つの事業（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援）に再区分する。 ○ 日中活動の場と生活の場を分離し、地域と交わる暮らしの拡大を図る。 ○ NPOなど多様な社会資源を活用する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 支援学校卒業者の55%は福祉施設を利用し、自立生活への移行につなげていない状況にある。 ● 就労を理由とする施設退所者は1%と極めて少ない。 	<p>③就労支援の抜本的強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな就労支援事業（就労移行支援・就労継続支援）を創設する。 ○ 雇用施策との連携を強化する（ハローワークとの連携）。
<ul style="list-style-type: none"> ● 支援の必要度を判定する客観的基準がない。 ● 支給決定のプロセスが不明確である。 	<p>④支給決定のルール、プロセスの透明化、明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）を創設する。 ○ 市町村審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も新規利用者は増加する見込みである。 ● 国の費用負担の仕組みが毎年の予算折衝の影響を受け、不確実である。 	<p>⑤支援のための安定的な財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国が費用の1/2を義務的に負担するという負担責任を明確化する。 ○ 利用者も応分の費用を負担し、みんなで支える仕組みにする。

就労支援の動向

障害者自立支援法の制定に際して、障がいのある人の就労に関しては、働く意欲や能力がありながら必ずしも就労できる環境にないことが指摘され、平成17年7月改正の「障害者の雇用の促進等に関する法律」とともに、福祉と労働の連携を強化することで、障がいのある人がより就労しやすい環境整備の取り組みが進められてきました。

平成19年2月には「成長力底上げ戦略」がとりまとめられ、「福祉から雇用へ」の理念のもと、障がいのある人が可能な限り就労による自立・生活水準の向上を図るこ

とを基本に、その取り組みの一環として、就労に至らない授産施設等で働く障がいのある人の工賃水準を引き上げる環境の整備とともに、一般雇用への移行の準備を進めるため「工賃倍増計画支援事業」が創設されました。

大阪府は、府内授産施設等の平成18年度平均工賃が月額7,989.7円で、全国平均の12,222円を大きく下回り、都道府県の中で最も低い状況があります。授産施設等に対して必要な支援を行うことにより工賃水準を引き上げ、障がいのある人の就労移行や自立を支えることを目的に、平成20年3月に「大阪府工賃倍増5か年計画」が策定されました。

「障害者自立支援法」をめぐる動向

「障害者自立支援法」については、いくつかの問題点が指摘されています。その中には、①1割を原則とする利用者負担、②報酬単価の引き下げと日払い方式、③②による事業者の減収や人材確保の困難、④施設等の新体系移行への遅れ、⑤重度の障がいのある人に対する福祉作業所的な日中活動の場の確保、などが挙げられます。

国では、平成19・20年度の特別対策として、①利用者負担の見直し、②事業者に対する激変緩和措置や経営基盤の強化、③新法移行等のための緊急的な経過措置、を実施しました。これと合わせて、平成20年度に障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置が実施されました。なお、「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続することになっています。

また、法律上の問題ではありませんが、障がい者施策の一元化が言われている中で、精神障がいのある人の退院促進に関して、入院患者や生活訓練施設の利用状況等の情報が、依然として大阪府との共有が十分できていない現状があり、精神障がいのある人の退院促進が顔の見えない中で、机上の空論に終わりかねないという問題があります。

「門真市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」の策定

障害者自立支援法に基づき、すべての都道府県及び市町村において、「障がい福祉計画」を策定することが義務づけられました。

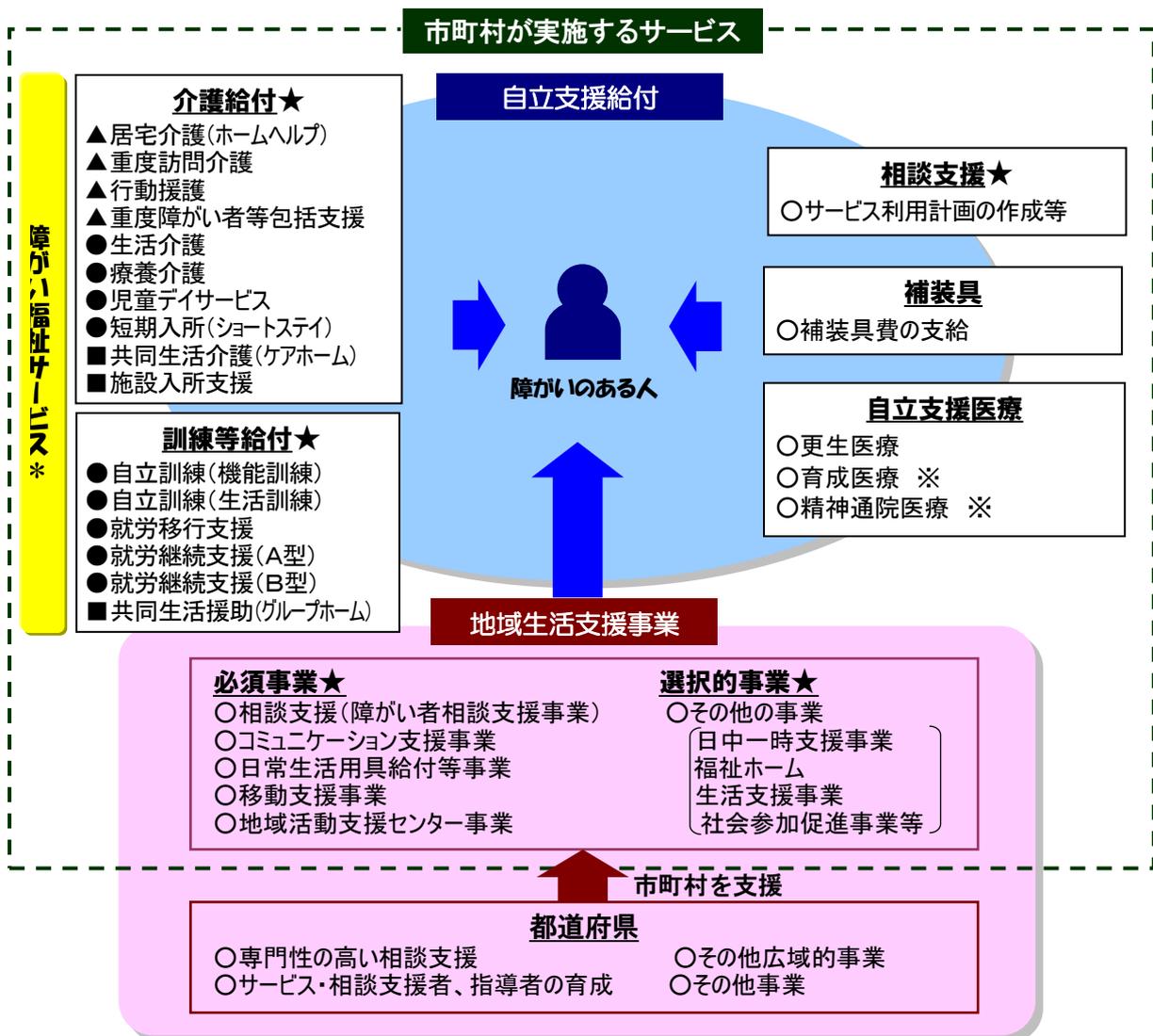
本市においても、平成19年3月に「門真市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」を策定しました。この計画は、精神障がいのある人で入院している人や福祉施設からの地域移行、一般就労移行等の目標を定めるとともに、障害者自立支援法で定められた「障がい福祉サービス（介護給付及び訓練等給付の各サービス）」「相談支援」「地域生活支援事業」について、必要なサービス見込量とその確保方策に関して盛り込んでいます。

「門真市第2期障がい福祉計画（平成21年度～23年度）」の策定

「門真市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」は、平成18年度の障害者自立支援法の施行（一部10月から）に伴い、サービス提供事業者の新体系への移行予定を勘案しながら、法施行事務作業と平行しあわただしい中で策定しました。

「門真市第2期障がい福祉計画（平成21年度～23年度）」は、第1期計画の実績の把握や地域における課題、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、目標値を適切に補正するものです。そして、今後必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を見込み、サービス基盤の整備を計画的に進めることにより、障がいのある人が年齢や障がいの種別等にかかわらず、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して日常生活や社会生活を送ることができるようにすることを目的に策定しています。

■障害者自立支援法に基づくサービス体系



* 障害者自立支援法では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障がい福祉サービス」と定義し、限定的な用語として使われています。
 * 障がい福祉サービスの頭の記号の意味・▲：訪問系サービス ●：日中活動系サービス ■：居住系サービス
 * ★はこの計画に関連するサービス

2 計画の位置づけ

① 法的な位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」です。なお、「市町村障害福祉計画」の策定にあたっては、国が定める「基本指針」に即することが規定されており、この計画もその内容を踏まえて策定しています。

<第2期障がい福祉計画策定における留意点（抜粋）>

- 第1期計画は平成23年度の数値目標に至る中間段階としての位置づけ。
- 第1期計画策定期間は、多くの自治体において平成18年度末であり、第1期計画の策定に際して基本指針において示した数値目標の考えは、基本的には第2期計画の策定にあたって変更しない。
- 一方、第1期計画策定は、法施行事務作業と平行して行われたことなどから、計画内容について十分な検討ができなかった自治体も多いと推察される。したがって、第2期計画策定にあたり、第1期計画の現状の把握、地域における課題等を踏まえ、今後実施すべき事項等を検討することが重要。

また、第2期計画における内容の変更点についても示されており、この内容に基づき策定しています。

<第2期障がい福祉計画における変更内容>

- 都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等
- 障がいのある人の地域生活への移行の一層の促進
- 相談支援体制の充実・強化
- 一般就労への移行支援の強化
- 虐待防止に対する取り組みの強化
- サービス見込量に対する考え方の見直し

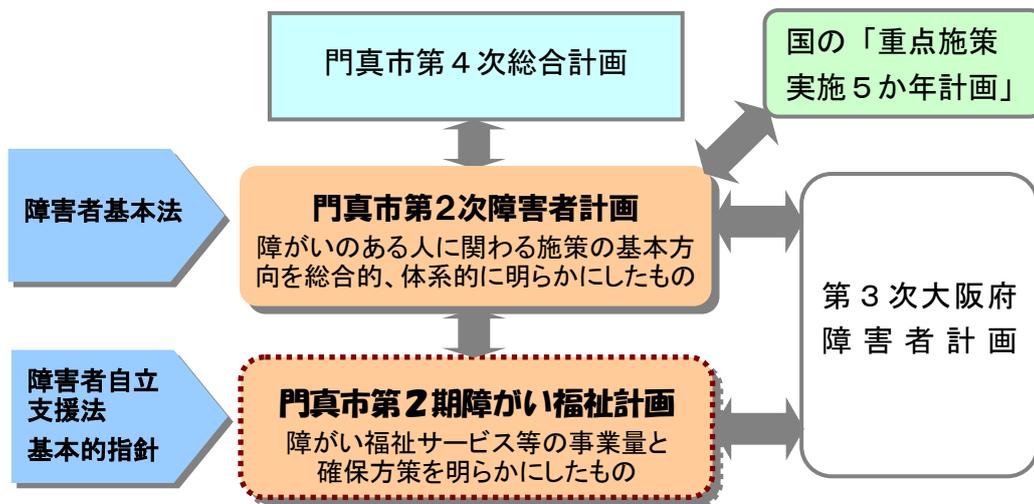
② 他計画との関係

この計画は、市政の基本方針を示す「門真市第4次総合計画」（平成12年12月策定）を上位計画とし、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく「門真市第2次障害者計画」（平成20年3月策定）との整合を図るとともに、大阪府の「第3次大阪府障害者計画」（平成15年3月策定）のサービスの目標値である「なみはや都市モデル」との整合性に留意しています。なお、「門真市第4次総合計画」は平成22年に計画期

間が終了することから、「門真市第5次総合計画」の策定に向けて平成20年度から見直しの取り組みが始まりました。

「門真市第2次障害者計画」は、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来の方向を示すものとして位置づけられるのに対して、「門真市第2期障がい福祉計画」は障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業について、必要なサービス見込量とその確保方策に関して定めるものです。事業量を具体的に見込むことにより、サービスの基盤を着実に整備していくことが目的になります。

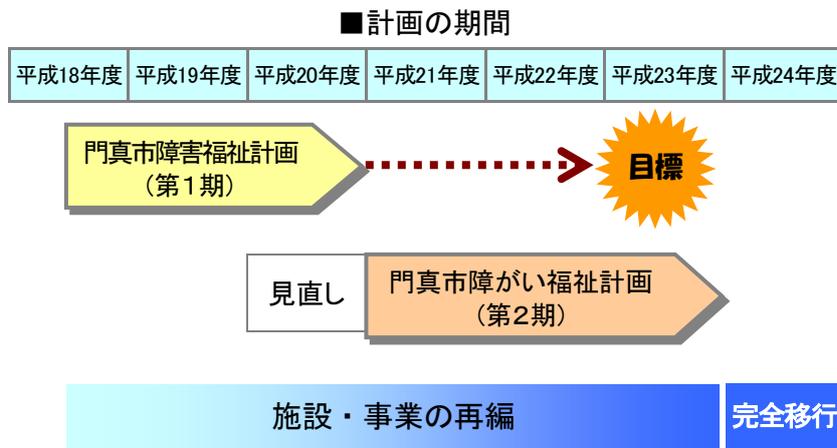
■計画の位置づけ



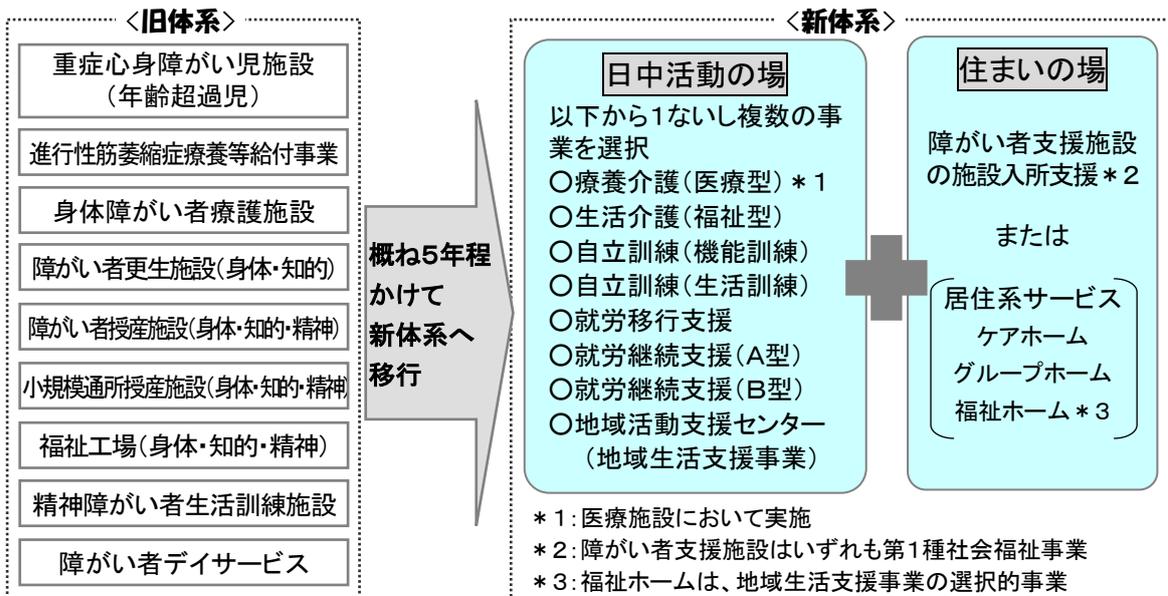
3 計画の期間

障害者自立支援法では、「施設から地域へ」あるいは「働く意欲のある人の就労支援」などの課題に対応するため、施設・事業について新体系への移行を平成23年度末と時限を切っています。そのため、障がい福祉計画は新体系への移行が終了する「平成23年度末までに地域がめざすべき姿」を数値目標として設定し、その前半の平成18年度から平成20年度までの3年間で第1期として策定しました。

「門真市第2期障がい福祉計画」は、平成23年度を目標としたいわば後期計画として、平成21年度から平成23年度までを計画期間とします。



■施設・事業の再編



4 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、次のような点に留意して策定しました。

① 障がいのある人や市民の参画

この計画を策定するにあたり、当事者のご意見等をお聞かせいただくため、障がい者団体の懇談会を実施しました。

また、計画の検討に際して、障がい者団体をはじめ福祉関係団体、医療関係団体、地域団体、就労関係団体の代表や関係行政機関による「門真市障がい福祉計画作成懇話会」を開催しました。

さらに、広く市民の意見をお聞きするため、計画素案について主要施設での閲覧や広報紙、ホームページでの掲載を行いました。

② 関係機関及び施設等に対する調査

障がいのある人の雇用・就労状況等を把握するため、障がいのある人や児童の生活にかかわりのある関係機関（支援学校等）に対してアンケート調査を実施するとともに、新体系への移行や事業所の運営課題等を把握するため、施設等サービス提供事業所に対するアンケート調査を実施しました。

また、精神障がいのある人の退院促進支援事業について関係機関へのヒアリング調査を行いました。

■サービス提供事業所調査の概要

項目	内容
調査対象	障がいのある門真市民が利用するサービス提供事業所
調査方法	基本的に配布・回収共にメールより実施
調査機関	8月1日～8月20日
回収状況	107事業所に配布し、61事業所回収。回収率は57.0%。なお、同一の事業者でサービス事業所毎に回答があったものを合わせると回収は69事業所

第2章

障がいのある人を取り巻く現況

1 人口及び障がいのある人の状況

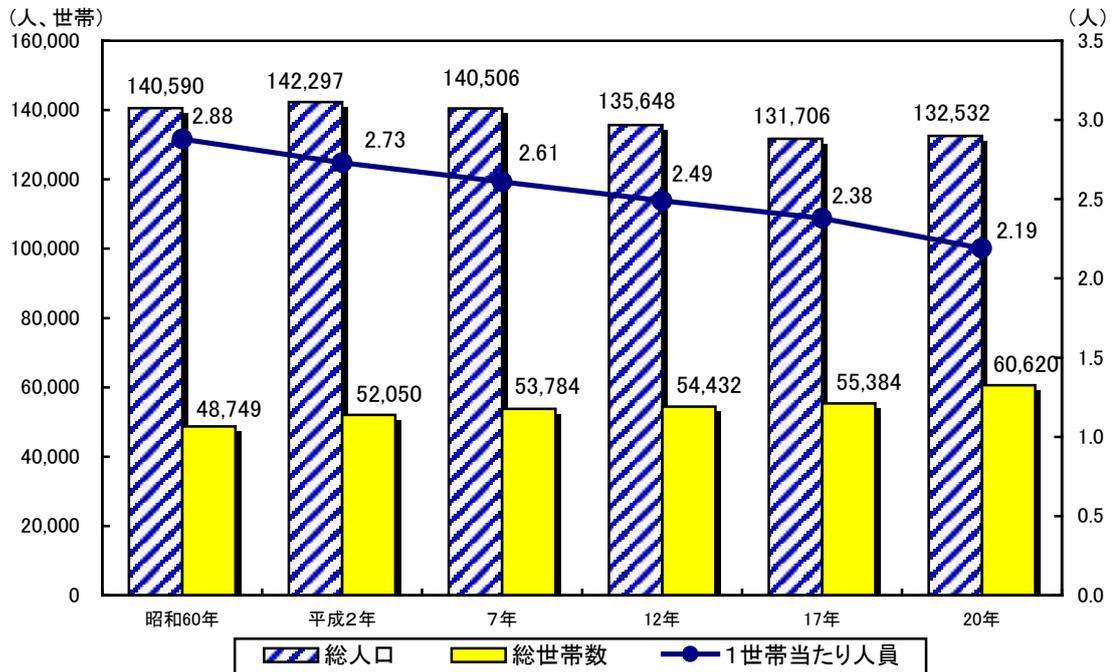
(1) 総人口・総世帯数の推移

本市の総人口を国勢調査で見ると、昭和30年前後から増加が著しくなり、特に昭和40年には5年間で178.2%と全国一の増加率を示したように、経済の高度成長期大阪都市圏への人口集中の影響を受けて大きく増加しました。昭和50年には143,238人でピークとなりましたが、昭和55年には138,902人と減少し、その後は平成2年まで増加傾向を示したものの、以後は減少傾向を示し、平成17年には131,706人となっています。また、住民基本台帳及び外国人登録による平成20年10月1日現在の総人口は、132,532人となっています。

総世帯数は総人口とは異なり、増加の一途をたどり、昭和60年の48,749世帯が平成17年には55,384世帯となっています。また、平成20年10月1日現在では60,620世帯となっています。

1世帯当たり人員は昭和60年の2.88人が平成17年には2.38人となり、平成20年では2.19人と世帯規模の縮小がさらに進んでいます。

■総人口・総世帯数の推移



資料：平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在)
平成20年は住民基本台帳及び外国人登録(10月1日現在)

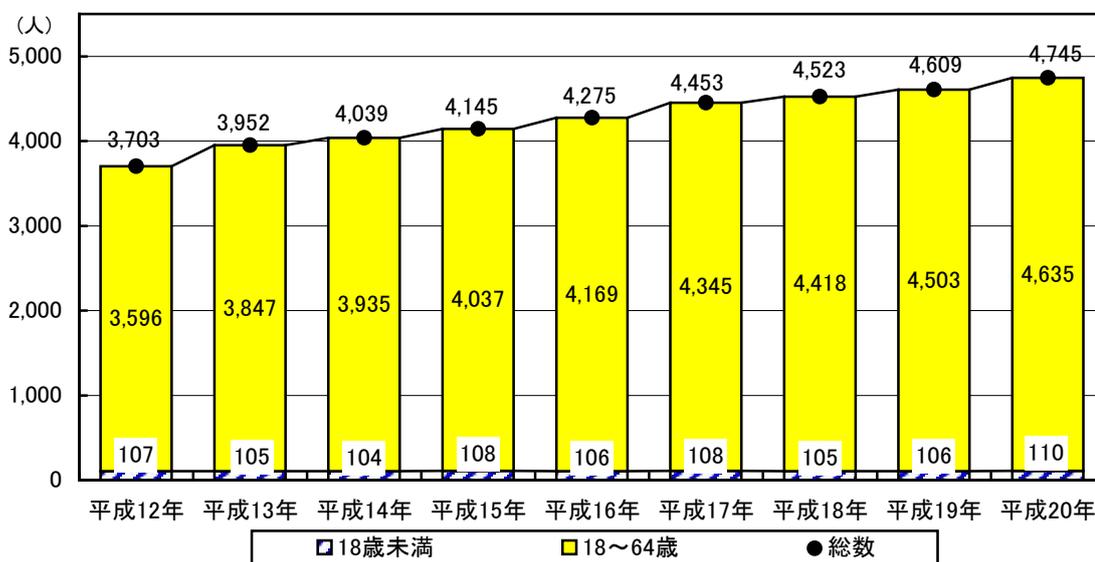
(2) 身体障がいのある人の状況

① 身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者数の現行計画以降の平成19年・20年についてみると、手帳所持者総数は増加を続け、平成20年4月1日現在では4,745人、うち18歳未満が110人、18歳以上が4,635人となっています。18歳以上のうち、65歳以上の高齢者が2,798人で、全体の59.0%とおおよそ6割を占めています。

身体障がい者手帳所持者数増加の伸びは平成17年から18年、18年から19年にかけてはそれぞれ70人、86人と100人を割って少なくなりましたが、19年から20年にかけては136人と100人を超える増加を示しています。

■ 身体障がい者手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

② 障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数

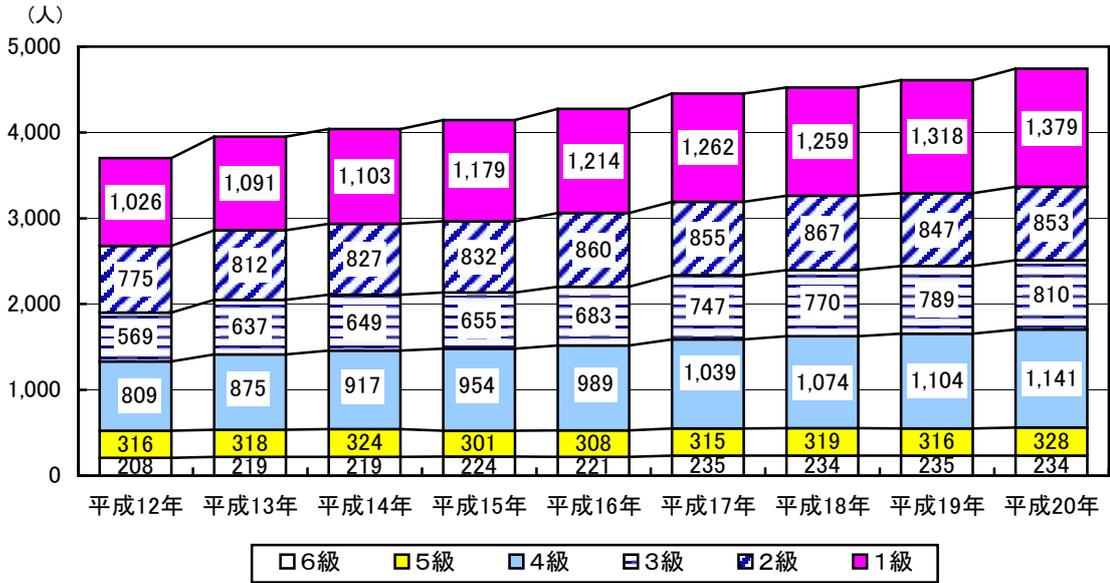
1級及び2級の重度の人が、平成20年4月1日現在では2,232人で、年々増加しています。しかし、身体障がい者手帳所持者総数に占める率は47.0%で、この重度率は平成12年以降、大きな変化なく推移しています。

■ 重度率の推移

年次	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
項目									
重度率(%)	48.6	48.2	47.8	48.5	48.5	47.5	47.0	47.0	47.0

資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

■障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数の推移



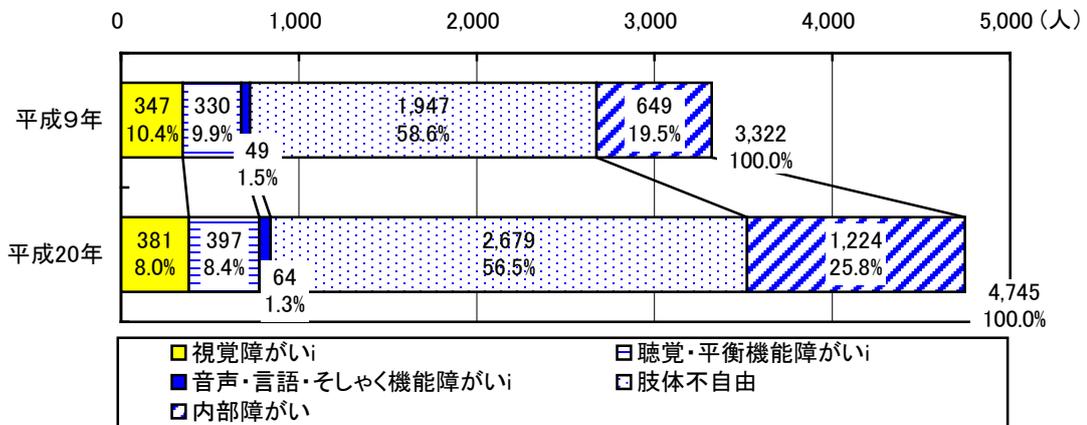
資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数

障がいの種類別の身体障がい者手帳所持者数について、平成9年と平成20年とを比較すると、肢体不自由や内部障がいの増加が著しく、中でも内部障がいは平成9年の1.9倍と伸びが大きくなっています。手帳所持者総数を100%とする構成比では、他の障がい種類が低下しているのに比べて、内部障がいのみ6.3ポイント高くなっています。

特に最近では、糖尿病等による透析患者の増加から、腎臓機能障がいでの新規手帳取得・等級変更が増えています。

■障がいの種類別身体障がい者手帳所持者の推移



資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

注) グラフの右側の数値は総数

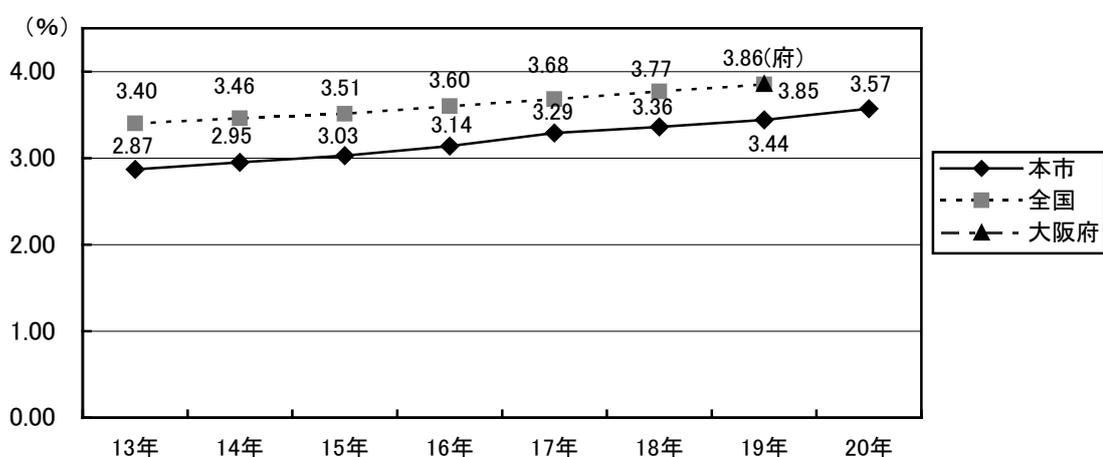
④ 身体障がい者手帳所持者の対人口割合

身体障がい者手帳所持者の総人口に対する割合（以下、対人口割合といいます。）は、平成13年が2.87%で、その後年々上昇し、平成20年には3.57%となっています。

しかし、平成19年について全国及び大阪府と比べると、本市が3.44%、全国は3.85%、大阪府は3.86%で、全国及び大阪府に比べて低い水準となっています。

（ただし、総人口が本市の場合は住民基本台帳及び外国人登録に対して、全国は住民基本台帳のみ、大阪府は推計人口となっています。）

■身体障がい者手帳所持者の対人口割合の推移



資料：本市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成18年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

大阪府は平成19年のみで府調べ

注)本市の人口は住民基本台帳及び外国人登録による(各年4月1日現在)

全国の人口は住民基本台帳による(各年3月末現在)

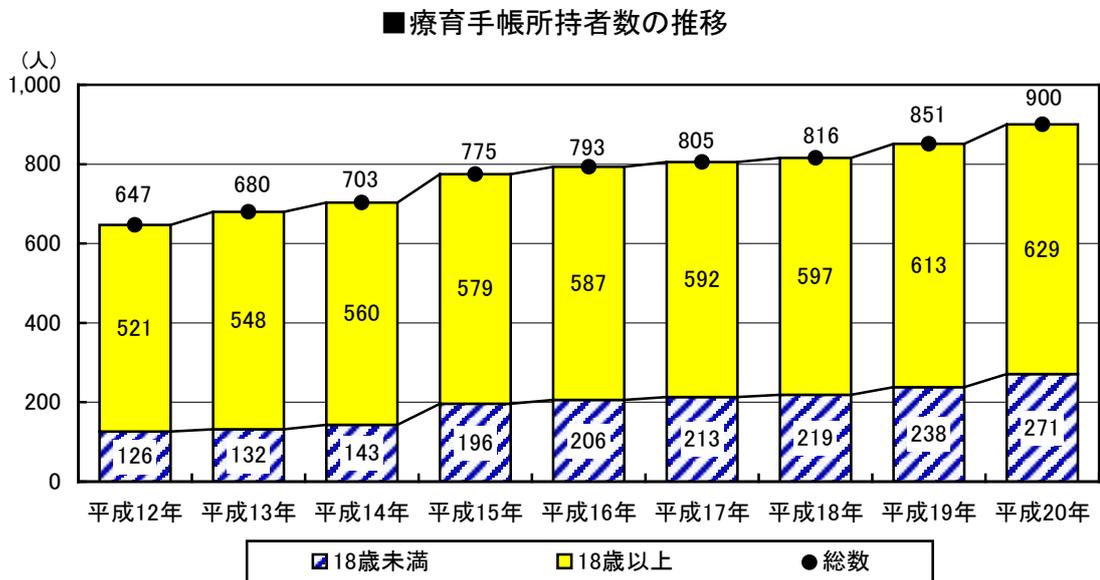
大阪府の平成19年人口は3月1日現在の推計人口

(3) 知的障がいのある人の状況

① 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の現行計画以降の平成19年・20年についてみると、手帳所持者総数は増加を続け、平成20年4月1日現在では900人、うち18歳未満が271人、18歳以上が629人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は26人で、全体の2.9%にすぎません。

療育手帳所持者数増加の伸びは平成15年の支援費制度の導入時に多く、その後は年あたり10人台にとどまっていますが、障害者自立支援法の施行後の18年から19年、19年から20年にかけてそれぞれ35人、49人と多くなっています。特に児童の申請が増え、保健事業による早期発見や制度周知が進んだためと思われます。



資料: 障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

② 障がいの程度別療育手帳所持者数

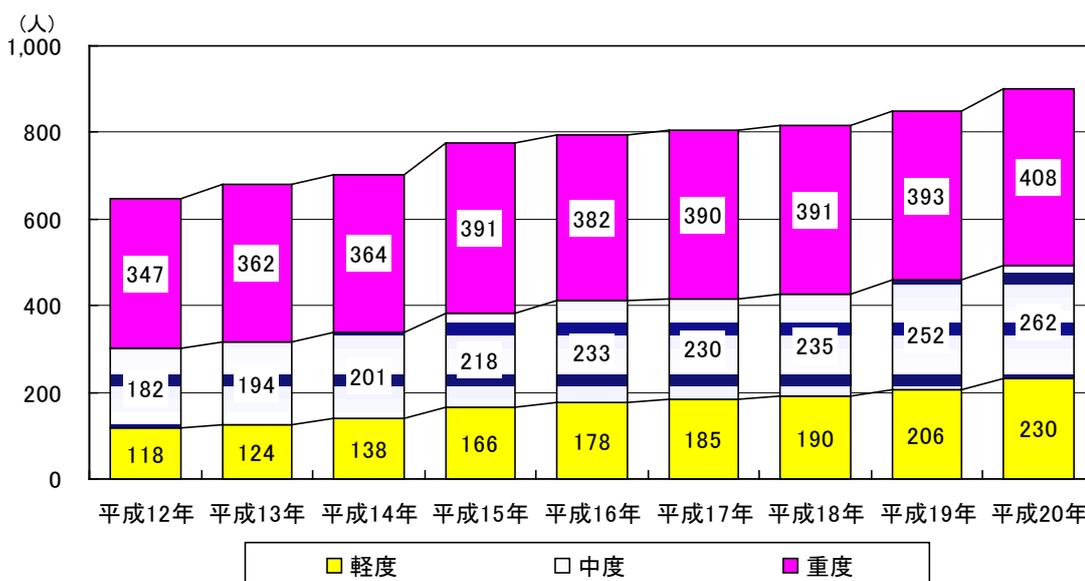
重度の人が、平成20年4月1日現在では408人で、療育手帳所持者総数の45.3%となっています。重度者数は平成12年に比べて61人増加していますが、療育手帳所持者総数が増加しているため、重度率としては低下傾向にあります。

■重度率の推移

項目	年次	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
重度率(%)		53.6	53.2	51.8	50.5	48.2	48.4	47.9	46.2	45.3

資料: 障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移



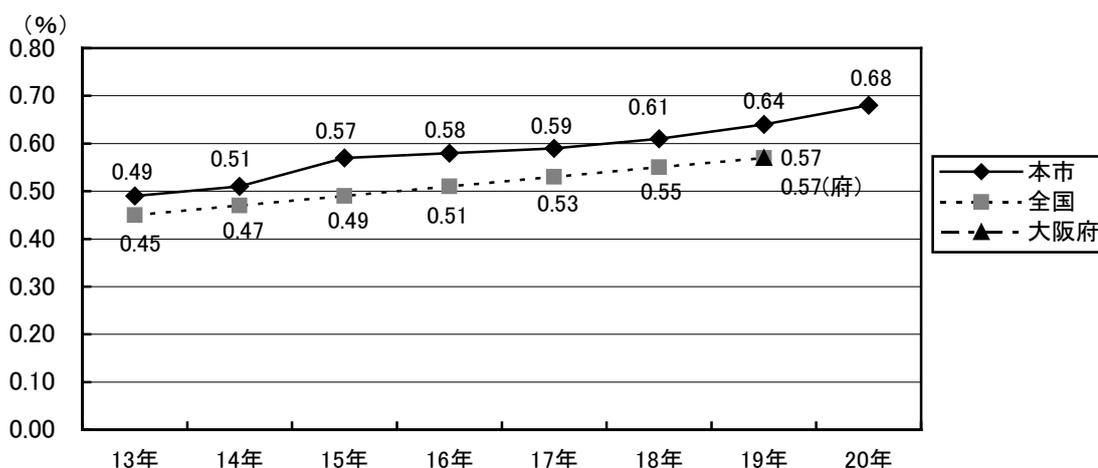
資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 療育手帳所持者の対人口割合

療育手帳所持者の対人口割合は、平成13年が0.49%で、その後年々上昇し、平成20年には0.68%となっています。

平成19年について全国及び大阪府と比べると、本市は0.64%で、全国及び大阪府の0.57%を上回っています。(ただし、総人口が本市の場合は住民基本台帳及び外国人登録に対して、全国は住民基本台帳のみ、府は推計人口となっています。)

■療育手帳所持者の対人口割合の推移



資料:本市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成18年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

大阪府は平成19年のみで府調べ

注)本市の人口は住民基本台帳及び外国人登録による(各年4月1日現在)

全国の人口は住民基本台帳による(各年3月末現在)

大阪府は平成19年3月1日現在の推計人口

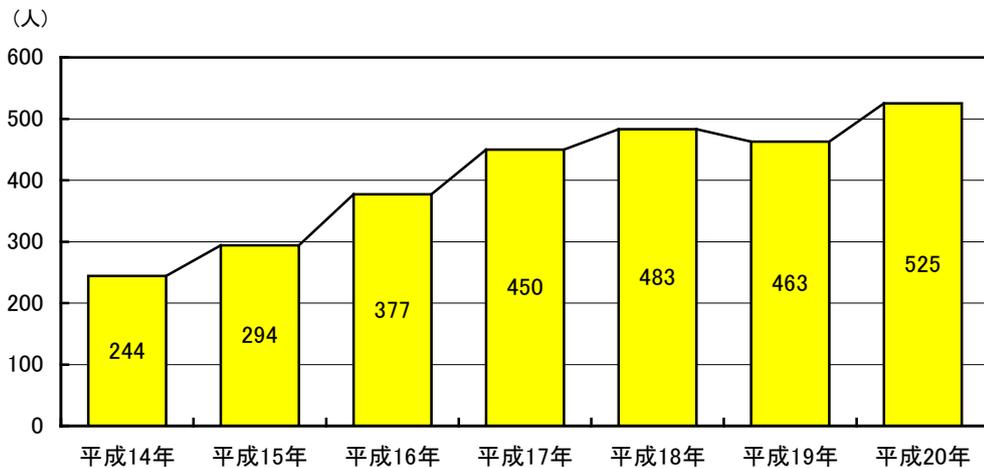
(4) 精神障がいのある人の状況

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成20年4月1日現在で525人となっています。なお、平成19年からは市で手帳所持者を把握できるようシステムを導入し、手帳の更新・廃止等の整理を行った結果、前年に比べて減少しましたが、平成20年には再び増加に転じています。

また、自立支援医療費（旧通院医療費公費負担制度）の受給者数から精神障がいのある人の状況をみると、平成20年3月末現在では1,464人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者の2.8倍になっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ(各年3月末現在)

② 障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

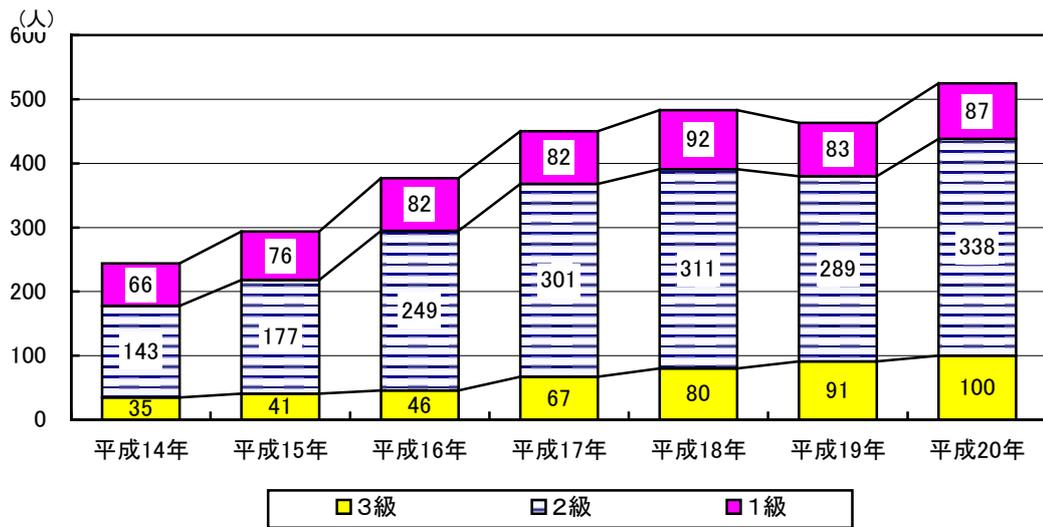
重度の人が、平成20年3月末現在では87人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者数の16.6%となっています。重度者数は、平成14年の66人が平成20年には87人になり、21人の増加となっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者総数の増加が大きいため、重度率としては、平成14年の27.0%が、若干増減があるものの平成20年には16.6%と低下傾向にあります。

■重度率の推移

年次	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
重度率(%)	27.0	25.9	21.8	18.2	19.0	17.9	16.6

資料：障がい福祉課調べ(各年3月末現在)

■障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



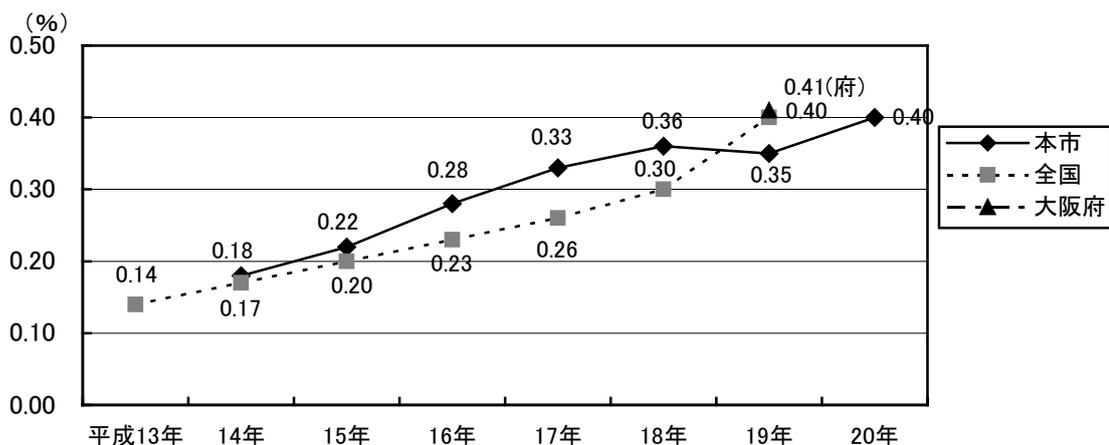
資料:障がい福祉課調べ(各年3月末現在)

③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合

精神障がい者保健福祉手帳所持者の総人口に対する割合は、平成14年が0.18%で、その後年々上昇し、平成18年には0.36%になりましたが、平成19年には0.35%とわずかながら低下し、平成20年には0.40%と再び上昇しています。

平成19年について全国及び大阪府と比べると、本市は0.35%で、全国の0.40%、大阪府の0.41%を下回っています。(ただし、総人口が本市の場合は住民基本台帳及び外国人登録に対して、全国は住民基本台帳のみ、大阪府は推計人口となっています。)

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移



資料:本市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生業務報告(衛生行政報告例)」

大阪府は平成19年のみで府調べ

注)本市の人口は住民基本台帳及び外国人登録による(各年4月1日現在)

全国は年度末交付者数から有効期限切れの人を除いた数、人口は住民基本台帳による(各年3月末現在)

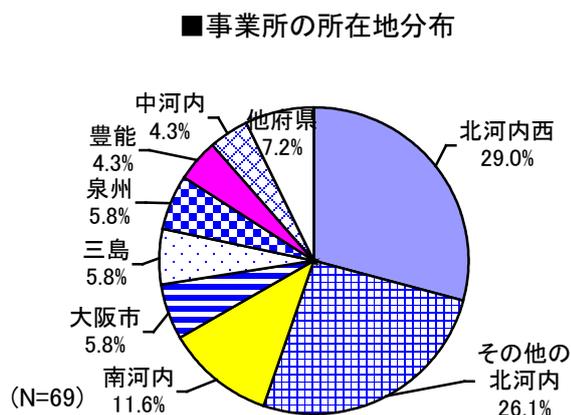
大阪府は平成19年3月1日現在の推計人口

2 事業所アンケート調査にみる課題

平成20年8月に、障がいのある門真市民が利用している事業所を対象にアンケート調査を実施しましたが、その結果の概要について以下にまとめています。

① 事業所の利用状況から

○回収率57.0%の中で、門真市を含む北河内西保健福祉圏域が29.0%で、その他の北河内を含めると北河内圏域は55.1%と半数を超えます。しかし、残りのおよそ45%は、南河内、大阪市、三島、泉州、他府県と分散しています。

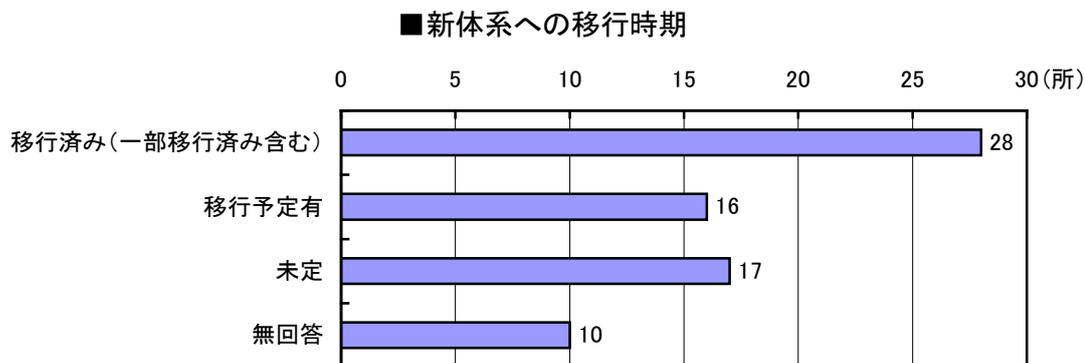


○「常勤職員」が1,474人、職員数全体の62.6%、「非常勤職員」が882人、職員数全体の37.4%で、「非常勤職員」はおよそ4割と高くなっています。

② 新体系への移行について

○新体系への移行時期は、「移行済み」が24事業所(34.8%)、「一部移行済み」が4事業所(5.8%)、「移行予定有」が16事業所(23.2%)、「未定」が17事業所(24.6%)、無回答が10事業所(14.5%)となっています。「一部移行済み」と「移行予定有」は重複している事業所があります。

○「移行予定有」の16事業所の移行時期は、平成20年10月が1事業所、平成21年4月が11事業所、平成22年4月が2事業所、平成23年4月及び平成24年3月がそれぞれ1事業所となっています。



■移行済み事業所の門真市民の利用サービス

サービス名	事業所数	利用者数
生活介護	11	129人
地域活動支援センター	1	62人
グループホーム・ケアホーム	6	17人
就労継続支援B型	5	13人
就労移行支援	3	5人
施設入所支援	3	3人
短期入所	2	9人
生活訓練	1	1人
機能訓練	1	1人

■移行予定有

事業所数	利用者数
12	52人
—	—
3	11人
4	21人
—	—
7	27人
—	—
—	—
—	—

■未定

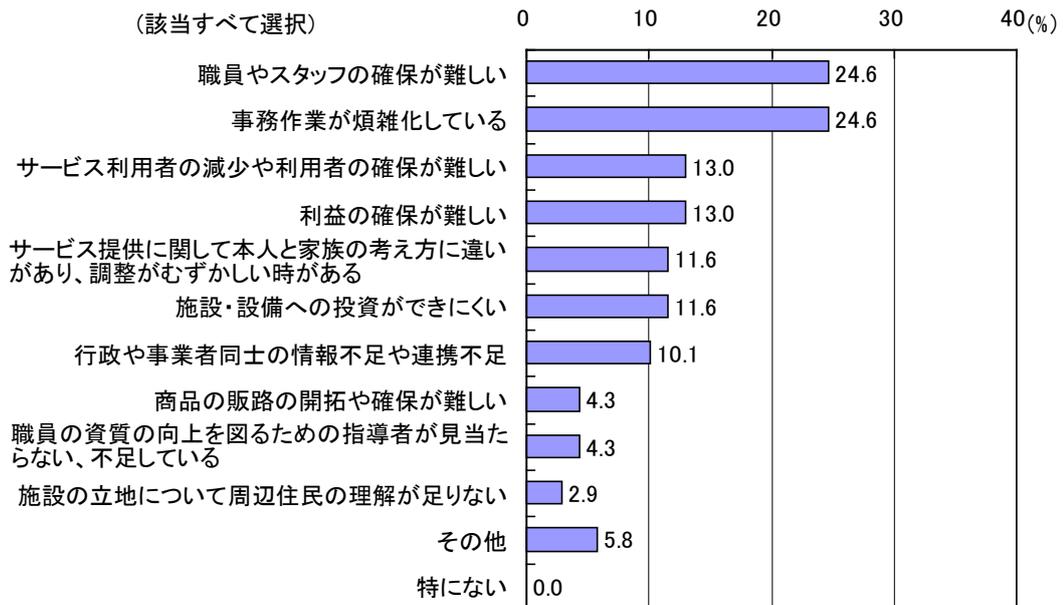
事業所数	利用者数
11	20人
—	—
1	1人
1	2人
—	—
—	—
11	22人
—	—
—	—
—	—

○移行済みの事業所の門真市民の利用サービスでは、短期入所、生活訓練施設、機能訓練などの事業所はそれぞれ2事業所、1事業所と少ない状況です。また、今後の移行予定でも生活介護や就労継続支援B型の意向はあるものの、短期入所や生活訓練、機能訓練、就労継続支援A型など現在事業所が少ない施設は意向がみられません。

③ 事業所の運営やサービス提供上の課題

○事業所の運営やサービス提供上の課題としては、職員不足や事務作業の煩雑化のほかは、利用者の確保、利益の確保など多様な課題が分散しています。

■事業所の運営やサービス提供上の課題



④ 障がいのある人が地域で自立した生活を送る上で必要な取り組み

- 一人ひとりへのきめ細かな対応、連携による支援・・・介護保険制度の介護支援専門員のような専門職の配置／医療・就労・生活などさまざまな領域の支援者が、地域全体で個人を支える仕組み（地域ケア体制）／近所のボランティアによる見守りやゴミ出しなどの支援／サービス内容や利用手続き等についての周知
- 施設や居住系サービスの整備・・・グループホームが本人の所得だけで利用できるように／ケアホームづくり体制が脆弱（数・人材・日常支援・保護者の理解）／ホームの運営が不安定／車イス住宅やバリアフリー住宅の整備
- 制度・サービスの充実・・・身体障がいのある人のグループホーム利用制度／支援学校通学者の長期休みの支援／重度心身障がいのある人のショートステイ先がない／金銭管理の必要な人の増加と日常生活自立支援事業の待機期間が長い／障がいのある人個々の置かれている状況や病状等を踏まえたサービス時間の提供／単価の見直しやヘルパー不足を解消できるような制度上の改正／重度身体障がいのある人が地域移行を希望する場合の受け皿と支援／自立生活の具体的な内容やイメージがわからない／ショートステイやガイドヘルプが身近にすぐ利用できる状況にない／失語や高次脳機能障がいのある人が利用できる作業所、重複障がいに対応する施設、地域でリハビリを継続できるところの不足／精神障がいのある人対象のホームヘルプやショートステイの提供事業所が少ない／就労する保護者のためにも、本人のためにも児童タイムケアや障がいのある児童の学童保育が必要
- 人材の確保・・・ヘルパーや地域ボランティアの確保／24時間を通じたヘルパーの確保が難しい／ケアホームやグループホームに専門的な人材の確保を
- 就労支援・・・障がいのある人を受け入れる企業の増加や職業斡旋／所得保障が不十分／行政・福祉・労働が一体となった地域移行推進事業の新たな構築／作業所卒業後の行き先や就労できない人の日中活動の場
- 経済的支援・・・年金の充実／家賃補助、借地代補助、通所費用補助
- 障がいのある人の理解・・・ケアホームやグループホームの周辺地域の理解不足／障がいのある人との共存思想が不十分／心のバリアフリーの地域での構築
- 広報の充実・・・サービスについてのわかりやすい紹介

3 第1期計画の実施状況と課題

(1) 障がいのある人の推計値と実績値

第1期の計画では、将来のサービス利用見込量を設定するため、利用者数にかかわりのある数値として障がいのある人の推計を行いました。平成19年及び20年の推計値について先の実績値と比べてみました。

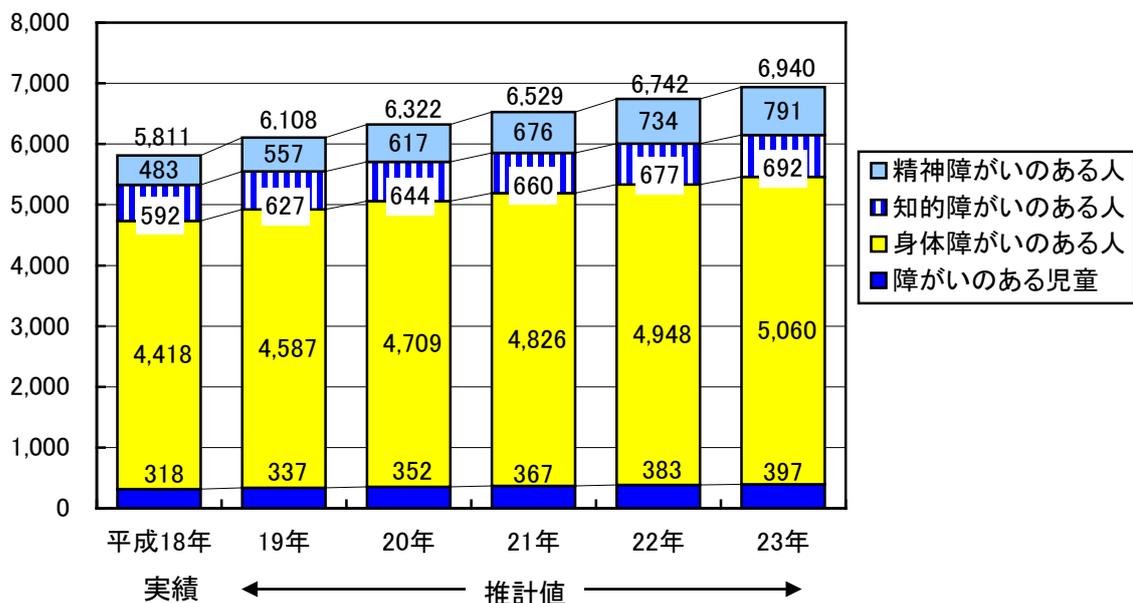
18歳以上の身体障がいのある人は、平成19年で84人実績値が少なく、20年では74人少なくなっています。これは推計に使用した平成9年から18年までの実績の対人口割合の増加ポイントの平均が大きかったためと、平成17年～19年の伸びが鈍化した年次があったことによるものと思われます。

18歳以上の知的障がいのある人は、平成19年で14人実績が少なく、20年では15人少なくなっています。

18歳以上の精神障がいのある人は、平成19年で94人実績が少なく、20年では92人少なくなっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者数はこれまで大阪府が管理していた数値を使用していましたが、平成19年からは市で手帳所持者を把握できるようシステムを導入し、手帳の更新・廃止等の整理を行ったことから、平成19年の数値はそれまでよりも減少するなど数値に乖離が生じました。こうしたことから、対人口割合のトレンド自体が変わってきています。

18歳未満の障がいのある児童は、平成19年で7人実績値が多く、20年では29人多くなっています。

■障がいのある人の推計



以上から、全体として平成19年は推計より185人実績が少なく、20年では152人少なくなっています。

■障がいのある人の推計

障がい種別・年齢	年度	平成19年			平成20年		
	平成18年 実績	推計	実績	差	推計	実績	差
身体障がいのある人(18歳以上) (人)	4,418	4,587	4,503	△84	4,709	4,635	△74
知的障がいのある人(18歳以上) (人)	592	627	613	△14	644	629	△15
精神障がいのある人(18歳以上) (人)	483	557	463	△94	617	525	△92
障がいのある児童(18歳未満) (人)	318	337	344	7	352	381	29
合計 (人)	5,811	6,108	5,923	△185	6,322	6,170	△152
対人口率 (%)	4.32	4.56	4.42		4.75	4.65	

(2) 地域生活移行と就労支援

① 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者は、平成17年10月1日現在、身体障がいのある人が37人、知的障がいのある人が72人、精神障がいのある人が3人の合計112人となっていました。

平成20年6月現在では、身体障がいのある人が37人、知的障がいのある人が68人、精神障がいのある人が5人の合計110人で、数字上は2人の削減にとどまっています。

しかし、この間に施設を退所した人や新たに入所した人がいて、平成19年度までの地域移行者数は11人で、23年度までの目標19人に対して57.9%の達成率となっています。

また、精神障がい者生活訓練施設は、病院を退院した人などが地域にスムーズに移行できるよう、訓練などを行う施設ですが、この利用者数は3人から5人に増加しています。

■施設入所者削減数の実績

施設の種類	平成17年10月	平成20年6月	削減者数
身体障がい者更生施設	2	0	▲2
身体障がい者療護施設	31	32	1
身体障がい者授産施設	4	3	▲1
知的障がい者更生施設	66	57	▲9
知的障がい者授産施設	6	4	▲2
精神障がい者生活訓練施設	3	5	2
新サービス	0	9	9
合計	112	110	2

■施設入所者の地域生活への移行の目標

項 目		数値目標	備 考
身体障がいのある人	現在の入所者数 (A)	37人	平成17年10月1日現在
	目標年度の入所者数 (B)	34人	平成23年度末時点の利用人員
	平成20年6月現在入所者数	37人	
	【目標値】削減見込 (A-B)	3人 (8.1%)	
	【目標値】地域生活への移行数	6人 (16.2%)	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した人の数
知的障がいのある人	現在の入所者数 (A)	72人	平成17年10月1日現在
	目標年度の入所者数 (B)	65人	平成23年度末時点の利用人員
	平成20年6月現在入所者数	68人	
	【目標値】削減見込 (A-B)	7人 (9.7%)	
	【目標値】地域生活への移行数	12人 (16.7%)	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した人の数
精神障がいのある人	現在の入所者数 (A)	3人	平成17年10月1日現在
	目標年度の入所者数 (B)	2人	平成23年度末時点の利用人員
	平成20年6月現在入所者数	5人	※大阪府調べ
	【目標値】削減見込 (A-B)	1人 (33.3%)	
	【目標値】地域生活への移行数	1人 (33.3%)	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した人の数
合 計	現在の入所者数 (A)	112人	平成17年10月1日現在
	目標年度の入所者数 (B)	101人	平成23年度末時点の利用人員
	平成20年6月現在入所者数	110人	
	【目標値】削減見込 (A-B)	11人 (9.8%)	
	【目標値】地域生活への移行数	19人 (17.0%)	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した人の数

課題

■精神障がいのある人は、生活訓練施設の入所に関しては、府の事業で実施しており、市に支払い請求がこないため、地域移行状況が把握しがたい。現在府の調べで生活訓練施設に5人入所している状況から、病院からの退院受け入れを生活訓練施設で行うならば、今後むしろ施設入所者は増加することが予測される。

② 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

第1期計画では、1年以上在院の患者の中で社会的入院解消の対象となる「院内寛解」が11人、「寛解」が0人ということから、11人を退院可能な障がいのある人として設定しました。

大阪府の調べでは、平成19年度までに入院時に本市に住所地のある精神障がいのある人が18人地域へ移行しているとしています。

■受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人の目標

項目	人数	備考
入院時の患者数	155人	入院時の住所区分による
うち、1年以上の在院患者	96人	入院時の住所区分による
【目標値】削減見込	11人	院内寛解及び寛解の人
平成19年度までの地域移行者数	18人	※大阪府調べ

資料:「平成17年度精神科在院患者調査報告書」平成18年3月大阪府より

注)院内寛解・・・院内の保護的環境においては、日常生活に問題はないが、一般社会においては不応、症状憎悪、再燃を起こしやすいもの。社会技能訓練等の包括的なりハビリテーション・プログラムにより、ある程度の自立性が期待できるもの
寛解・・・・・・・寛解状態にあるが、家族の受け入れ困難や生活の場の困難などの社会的要因により退院できないでいるもの。最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測されるもの。

課題

■大阪府とともに退院促進支援事業を行っていますが、19年度までに18人が地域へ移行したことの事態が本市では把握しがたく、生活訓練施設への入所が現在5人という数値情報も含めて、情報の共有を進め、顔の見える中での支援が必要となっている。

③ 福祉施設から一般就労への移行

平成19年度に施設から一般就労した人は6人で、第1期計画策定前の平成17年度の2人の3倍となっています。

また、平成20年6月の就労移行支援事業の利用者数は、身体障がいのある人が1人、知的障がいのある人が4人、精神障がいのある人が1人、合計6人となっています。就労継続支援A型については利用がない状況です。

■第1期計画における福祉施設から一般就労に移行する人数の目標

項目	数値目標	備考
年間一般就労移行者数	2人	平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
平成19年度就労者数	6人	
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	8人	平成23年度に訓練等給付事業所から一般就労に移行した人の数
【目標値】目標年度までの就労移行支援事業利用者	61人 (20.4%)	国の指針では、施設利用者の2割以上が就労移行支援事業利用
平成20年6月就労移行支援事業利用者	6人	
【目標値】目標年度の就労継続支援A型利用者	13人 (20.6%)	国の指針では、就労継続支援事業利用者の3割がA型(雇用契約締結)利用
平成20年6月就労継続支援A型利用者	0人	

課題 ■就労移行支援事業利用者や就労継続支援A型利用者が、現在のままでは目標を達成するのは難しく、新体系への移行を促進することが必要。

障がいのある人の雇用・就労支援については、次のようなことも実施しています。

① 地域就労支援センター

本市では、門真市地域就労支援センターを平成15年10月1日に開設しました。このセンターでは、障がいのある人をはじめ母子家庭の母親、中高年齢者など働く意欲がありながら就職が困難な人に対して、地域就労支援コーディネーターが雇用や就労に結びつけることを目的とした相談を実施しています。国や大阪府、門真市の制度などの情報を提供するとともに、就労のための研修や講座を紹介・開催しています。ただし、就職のあっ旋は行っていません。

■地域就労支援センターの利用状況

項目	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	新規相談者数 (人)		38	32	19
うち障がいのある人 (人)		7	6	1	1

資料:生活産業課調べ

② 北河内西障害者就業・生活支援センター

北河内西障害者就業・生活支援センターは、「わーくぶらす」として平成17年1月に準備センターが開設され、平成20年4月に正式に北河内西障害者就業・生活支援センターとして発足しました。本市と守口市を管轄しています。主な支援内容と事業内容別の利用者数は以下のとおりです。

■主な支援内容

項目	内容
職業評価支援プログラムの作成	大阪障害者職業センターと共に行います。障がいのある人の就職希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適應するために必要な支援内容、方法等を含む、個人の状況に応じた支援計画を作成します。
短期職業訓練	併設、提携施設などを利用して「働く」ために必要な訓練を体験します。
職場実習	実際の職場を利用し、仕事の体験をします。
就労支援	ハローワークと共に働く場を探します。各種助成金制度を活用できるように情報提供を行います。
職場定着支援	障がいのある人が安心して働けるように支援します。
フォローアップ	働き続けるための支援や就職後の相談を行います。
生活面における支援	関係機関と連携し、生活支援にかかわる各種事業を活用するとともに、相談内容により情報提供や助言も行います。

■事業内容（平成19年度）

項目	利用実績
延利用者数	2,768
正式登録者数	43
基礎訓練者数	20
拡大ケース会議	4
ケース会議	18
ジョブコーチ支援	45
面接同行	34

資料：障がい福祉課調べ

■利用状況（平成19年度）

項目	利用者数
門真市在住	24
守口市在住	17
福祉圏域外	3

③ 門真公共職業安定所

企業の障がいのある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、常用労働者56人以上を雇用する企業などは、その労働者の1.8%以上の障がいのある人を雇用することが義務づけられています。（平成9年4月の改正により平成10年7月1日から1.8%以上に引き上げられ、平成17年7月の改正により精神障がいのある人も雇用率の算定対象になりました。）

門真公共職業安定所管内（守口市・門真市・大東市・四条畷市）の対象企業の雇用率は平成16年に1.76%と低下しましたが、平成18年には1.86%に、平成19年

に1.88%にまで上昇しました。平成20年には1.85%と若干低下するなど変動がありますが、全国及び大阪府の1.59%に比べて2.6ポイント高くなっています。また、対象企業で障がいのある人を雇用している企業の割合（達成率）は、ここ数年では低下傾向にあり、平成14年の47.4%が平成17年には40.6%となりましたが、平成18年には44.6%と再び上昇に転じ、平成19年には49.1%、平成20年には49.8%とおよそ半数になっています。

門真公共職業安定所では、支援学校との連携では、高等部の就職希望の3年生を対象にした職業相談会を実施しています。

障がいのある人の雇用対策として、求人開拓をはじめ職業相談・紹介、各種の雇用支援策の活用、公共職業訓練等を実施していますが、引き続き重度障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人の雇用の場の開拓が大きな課題です。

■門真所管内の民間企業における障がいのある人の雇用状況

項目	年次	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
対象企業数	(社)	204	216	229	222	226	229
法定雇用率算定の基礎となる労働者数	(人)	139,988	150,301	148,771	144,106	142,852	142,266
雇用障がい者数	(人)	2,557	2,643	2,675	2,684.5	2,680	2634.5
雇用率	(%)	1.83	1.76	1.80	1.86	1.88	1.85
達成企業数	(社)	92	95	93	99	111	114
達成率	(%)	45.1	44.0	40.6	44.6	49.1	49.8

資料：障害者雇用状況報告（各年6月1日現在）

注）重度の身体障がいのある人、重度の知的障がいのある人については、1人の雇用をもって2人を雇用しているものとみなす。

④ 門真市役所の雇用状況

市役所の障がいのある人の雇用については、職員数48人以上の機関について職員数の2.1%以上の障がいのある人を雇用することが義務づけられています。本市では平成20年6月1日現在の障がいのある人の雇用者数は18人で、雇用率は2.06%となっています。

■障がいのある人の市役所の雇用状況

項目	年次	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
職員数	(人)	934	969	932	912	872
雇用障がい者数(人)		20	21	21	24	18
雇用率	(%)	2.14	2.17	2.25	2.63	2.06

資料：障害者雇用状況報告（各年6月1日現在）

注）重度の身体障がいのある人、重度の知的障がいのある人については、1人の雇用をもって2人を雇用しているものとみなす。

(3) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介助や家事援助を行います。重度訪問介護や行動援護、重度障がい者等包括支援の対象以外の人へのサービスです。
		重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、かつ四肢のマヒがある身体障がいのある人を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介助や家事援助、外出時の移動支援などを総合的にを行います。
		行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動に困難があり、常に介護の必要な人（児童を含む）に、自傷、異食、徘徊などの危険等を回避するための援護や外出時の移動中の介助等を行います。
		重度障がい者等包括支援	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童を対象に、常に介護が必要な人の中でも介護の必要な程度が特に高いと認められる人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

身体障がいのある人の利用時間数は、平成18年度には実績が見込みの93.9%、19年度には111.1%となっています。利用者数は平成18年度の実績は見込みの62.6%、19年度には実績が見込みよりも21人少なく、達成率は85.3%となっています。利用者数の見込みは平成17年を基準とする障がいのある人の人数の伸びに基づき算出しているため、障がいのある人の人数の実績が推計よりも少なくなっていることから、乖離があるものと思われます。

また、1人あたり時間は、平成18年度が38.3時間、平成19年度が33.2時間となっています。

なお、平成19年度の実績で、11月から居宅介護以外に重度訪問介護の利用がみられ、月平均2人、利用時間は月平均416時間となっています（5か月間の平均）。

知的障がいのある人の利用時間数は、平成18年度には実績が見込みの67.4%でしたが、19年度は57.9%とさらに低い達成状況です。利用者数も平成18年度が60.0%、19年度が61.1%の達成率となっています。利用者数の見込みは、身体障がいのある人と同様に平成17年を基準とする障がいのある人の人数の伸びに基づき算出しているため、障がいのある人の人数の実績が推計よりも少なくなっていることから、乖離があるものと思われます。

また、1人あたり時間は、平成18年度が8.8時間、平成19年度が7.4時間と利用

時間が減少しています。

なお、平成19年度の実績では、居宅介護以外に行動援護が月平均2人、利用時間は月平均20時間となっています。

精神障がいのある人の利用時間数は、平成18年度には実績が見込みの84.3%、19年度は72.9%となっています。利用者数も平成18年度が71.7%、19年度が64.7%の達成率となっています。利用者数の見込みは平成17年を基準とする障がいのある人の人数の伸びに基づき算出しているため、障がいのある人の人数の実績が推計よりも大幅に少なくなっていることから、乖離があるものと思われます。

また、1人あたり時間は、平成18年度が7.3時間、平成19年度が7.0時間と利用時間が減少しています。

なお、精神障がいのある人は居宅介護のみの利用となっています。

障がいのある児童の利用時間数は、平成18年度には実績が見込みの161.7%、19年度は225.3%となっていて、見込みを大きく上回っています。利用者数は平成18年度が80.0%、19年度が103.7%で、平成19年度は実績が見込みを上回っています。利用者数の見込みは平成17年を基準とする障がいのある児童数の伸びに基づき算出しているため、障がいのある児童数の実績が推計よりも多かったことにもよります。

また、1人あたり時間は、平成18年度が14.6時間、19年度が15.6時間で、両年とも見込みを大きく上回っています。

■訪問系サービスの月平均見込量と実績値

項目	年度	平成18年度			平成19年度		
		見込み	実績	達成率(%)	見込み	実績	達成率(%)
の身体障がいのある人	利用時間数 (時間)	3,547	3,331	93.9	3,643	4,048	111.1
	利用者数 (人)	139	87	62.6	143	122	85.3
	1人あたり時間(時間)	25.5	38.3	150.2	25.5	33.2	122.4
の知的障がいのある人	利用時間数 (時間)	273	184	67.4	280	162	57.9
	利用者数 (人)	35	21	60.0	36	22	61.1
	1人あたり時間(時間)	7.8	8.8	111.5	7.8	7.4	94.9
の精神障がいのある人	利用時間数 (時間)	286	241	84.3	317	231	72.9
	利用者数 (人)	46	33	71.7	51	33	64.7
	1人あたり時間(時間)	6.2	7.3	117.7	6.2	7.0	109.7
あ障がい児童の	利用時間数 (時間)	180	291	161.7	194	437	225.3
	利用者数 (人)	25	20	80.0	27	28	103.7
	1人あたり時間(時間)	7.2	14.6	202.8	7.2	15.6	209.7
合計	利用時間数 (時間)	4,286	4,047	94.4	4,434	4,878	110.0
	利用者数 (人)	245	161	65.7	257	205	79.8

以上から、訪問系サービスの合計は、利用時間が平成18年度には実績が見込みの

94.4%、19年度は110.0%の達成率となっています。利用者数は平成18年度は実績が見込みを下回り65.7%となっていますが、平成19年度には79.8%と上昇しています。

課題 ■重度障がい者等包括支援の利用実績はなく、重度訪問介護は身体障がいのある人が3人、行動援護は知的障がいのある人が3人、障がいのある児童が1人の利用で、今後、利用の促進を図るためには事業者の参入を促進することが必要です。

② 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容	
介護給付	生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間、事業所等で、 ① 食事、入浴、排泄、食事等の介助、日常生活上の支援 ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供 ③ ①や②を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を行います。	
	療養介護	医療が必要な障がいのある人で、常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。	
	児童デイサービス	日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應できるよう、障がいのある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行います。	
	短期入所	介護者の疾病やその他の理由で、障がい者支援施設に短期間入所させ、入浴、排泄、食事の介助等を行います。	
日中活動系サービス	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。自立訓練には、これまでの身体障がい者更生施設の日中活動部分が該当する機能訓練と、これまでの知的障がい者更生施設や精神障がい者生活訓練施設の日中活動部分が該当する生活訓練の2種類があります。生活訓練利用後の日中活動としては、就労継続支援(B型)への移行を、居住系サービスとしては、グループホーム・ケアホーム等への移行を想定しています。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。就労移行支援利用後の日中活動としては、一般就労や就労継続支援(A型もしくはB型)への移行、居住系サービスとしては、グループホーム・ケアホーム等への移行を想定しています。

サービス名		サービス内容
日中活動系サービス	訓練等給付	<p>一般企業等への就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。就労継続支援には、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行うA型と、雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行うB型の2種類があります。A型は労働基準法等関係法規を遵守し、B型は工賃目標水準を、地域の最低賃金の1/3の額を目安とし、かつ、前年度の実績額以上とすることをめざします。</p>
	就労継続支援	

身体障がいのある人の生活介護の利用日数は、平成18年度には実績が見込みの49.7%、19年度には55.3%となっています。しかし、利用者数は実績が見込みを上回り、平成18年度には182.6%、19年度には166.7%の達成率となっています。

身体障がいのある人の機能訓練は、平成18年度は利用がなく、平成19年度の利用日数は30.2%の達成率と低い利用となっています。

身体障がいのある人の就労移行支援は、平成18年度は利用がなく、平成19年度の利用日数は14.2%の達成率と低い利用となっています。

身体障がいのある人の就労継続支援（B型）は、平成19年度の見込みを計上しましたが、利用実績がありませんでした。

身体障がいのある人の旧法施設支援の利用日数は、達成率が平成18年度は137.1%、19年度も136.2%と見込みを上回っています。

知的障がいのある人の生活介護の利用日数は、平成18年度には実績が見込みの25.1%と低く、19年度も45.7%の達成率となっています。

知的障がいのある人の生活訓練は、平成18年度の利用日数が16.1%、19年度が28.7%と低い達成率となっています。

知的障がいのある人の就労移行支援は、平成18年度は利用がなく、19年度の利用日数が75.2%の達成率となっています。

知的障がいのある人の就労継続支援（A型）は、平成19年度・20年度共に利用実績がありませんでした。

知的障がいのある人の就労継続支援（B型）は、平成18年度は利用がなく、19年度の利用日数が42.1%の達成率となっています。

知的障がいのある人の旧法施設支援の利用日数は、達成率が平成18年度は103.5%、19年度には109.9%となっています。

精神障がいのある人は、平成18年度は旧法施設支援以外は見込んでいませんでしたが、生活介護、就労移行支援でわずかながら利用がありました。一方、旧法施設

支援は平成18年度が93.1%となっています。平成19年度も生活介護の達成率が4.3%、就労移行支援が30.9%と低く、また、生活訓練や就労継続支援（B型）の利用がありませんでした。旧法施設支援は143.7%で、新体系への移行が進んでいない状況です。

■日中活動系サービスの月平均見込量と実績値

項目		年度		利用日数(人日)						利用者数(人)					
		平成18年度		平成19年度		平成18年度		平成19年度		平成18年度		平成19年度			
		見込み	実績	達成率(%)	見込み	実績	達成率(%)	見込み	実績	達成率(%)	見込み	実績	達成率(%)		
身体障がいのある人	生活介護	515	256	49.7	535	296	55.3	23	42	182.6	24	40	166.7		
	自立訓練(機能訓練)	43	0	0.0	63	19	30.2	2	0	0.0	3	1	33.3		
	就労移行支援	112	0	0.0	134	19	14.2	5	0	0.0	6	1	16.7		
	就労継続支援(A型)	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-		
	就労継続支援(B型)	0	0	-	22	0	0.0	0	0	-	1	0	0.0		
	旧法施設支援	800	1,097	137.1	759	1,034	136.2	36	38	105.6	34	36	105.9		
知的障がいのある人	生活介護	199	50	25.1	300	137	45.7	9	4	44.4	14	7	50.0		
	自立訓練(生活訓練)	87	14	16.1	108	31	28.7	4	2	50.0	5	2	40.0		
	就労移行支援	20	0	0.0	101	76	75.2	1	0	0.0	5	4	80.0		
	就労継続支援(A型)	20	0	0.0	20	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0		
	就労継続支援(B型)	123	0	0.0	164	69	42.1	6	0	0.0	8	12	150.0		
	旧法施設支援	4,527	4,684	103.5	4,328	4,755	109.9	218	218	100.0	208	223	107.2		
精神障がいのある人	生活介護	0	2	-	141	6	4.3	0	1	-	7	1	14.3		
	自立訓練(生活訓練)	0	0	-	81	0	0	0	0	-	4	0	0.0		
	就労移行支援	0	19	-	81	25	30.9	0	1	-	4	2	50.0		
	就労継続支援(A型)	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-		
	就労継続支援(B型)	0	0	-	60	0	0.0	0	0	-	3	0	0		
	旧法施設支援	827	770	93.1	565	812	143.7	44	66	150.0	31	70	225.8		
合計	生活介護	714	308	43.1	976	439	45.0	32	47	146.9	45	48	106.7		
	自立訓練(機能・生活訓練)	130	14	10.8	252	50	19.8	6	2	33.3	12	3	25.0		
	就労移行支援	132	19	14.4	316	120	38.0	6	1	16.7	15	7	46.7		
	就労継続支援(A型)	20	0	0.0	20	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0		
	就労継続支援(B型)	123	0	0.0	246	69	28.0	6	0	0.0	12	12	100.0		
	旧法施設支援	6,154	6,551	106.5	5,652	6,601	116.8	298	322	108.1	273	329	120.5		

3障がい合わせて、生活介護の利用日数は、達成率が平成18年度は43.1%、平成19年度は45.0%と低くなっています。利用者数の達成率は、平成18年度が146.9%、平成19年度が106.7%と見込みを上回る利用となっています。

自立訓練の利用日数の達成率は、平成18年度が10.8%、平成19年度が19.8%となっています。

就労移行支援の利用日数の達成率は、平成18年度が14.4%、平成19年度が38.0%となっています。

就労継続支援（B型）の利用日数の達成率は、平成18年度は利用がなく、平成19年度が28.0%となっています。

旧法施設支援の利用日数の達成率は、平成18年度が106.5%、19年度が116.8%となっています。

- 課題**
- 新体系への移行がなかなか進まず、就労移行支援や就労継続支援A型、就労継続支援B型が少ない状況です。また、就労移行支援から就労継続支援A型、就労継続支援B型などに移る仕組みも必要です。
 - 自立訓練の事業所が遠くて通にくいことから利用実績が伸びず、市内で利用できる事業所の参入が必要です。
 - 重度の人が作業や交流等で日中活動できる、従来の福祉作業所的な場も必要です。
 - 精神障がいのある人の生活訓練施設の利用状況の把握が必要です。

③ 児童デイサービス

児童デイサービスの利用日数は、平成18年度の見込み1日に対して実績が3日で見込みの3倍となっていますが、平成19年度は1日の見込みに対して利用がありませんでした。

■児童デイサービスの月平均見込量と実績値

項目	年度	平成18年度			平成19年度		
		見込み	実績	達成率(%)	見込み	実績	達成率(%)
利用日数 (日)		1	6	600.0	1	0	0
利用者数 (人)		1	2	200.0	1	0	0
1人あたり日数 (日)		1	3.0	300.0	1	0	0

- 課題**
- 身近な地域でのサービス提供事業所の参入促進や、サービスについての普及啓発が必要です。

④ 短期入所

利用日数について、身体障がいのある人では、平成18年度の34日の見込みに対して、33日の利用実績があり、97.1%の達成率となっています。平成19年度は35日の見込みに対して、48日の利用実績があり、137.1%の達成率となっています。

知的障がいのある人は、平成18年度の41日の見込みに対して、46日の利用実績があり、112.2%の達成率となっています。平成19年度は43日の見込みに対して、37日の利用実績があり、86.0%の達成率となっています。

精神障がいのある人は、平成18年度の4日の見込みに対して、7日の利用実績があり、175.0%の達成率となっています。平成19年度も4日の見込みで、利用実績は5日で、達成率は125.0%となっています。

障がいのある児童については、平成18年度の9日の見込みに対して、10日の利用実績があり、111.1%の達成率でした。平成19年度は10日の見込みに対して、11日の利用実績で、110.0%の達成率となっています。

■短期入所の月平均見込量と実績値

項目	年度	平成18年度			平成19年度		
		見込み	実績	達成率(%)	見込み	実績	達成率(%)
身体障がいのある人	利用日数(日)	34	33	97.1	35	48	137.1
	利用者数(人)		6			7	
知的障がいのある人	利用日数(日)	41	46	112.2	43	37	86.0
	利用者数(人)		9			8	
精神障がいのある人	利用日数(日)	4	7	175.0	4	5	125.0
	利用者数(人)		1			1	
障がいのある児童	利用日数(日)	9	10	111.1	10	11	110.0
	利用者数(人)		3			3	
合計	利用日数(日)	88	96	109.1	92	101	109.8
	利用者数(人)		19			19	

課題 ■事業所が少なく、使いたいときに使えない状況があり、サービス提供事業所の参入促進が必要です。

⑤ 居住系サービス

■居住系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
居住系サービス	介護給付	施設入所支援
		共同生活介護(ケアホーム)

生活介護の対象者(夜間等に介護を必要とする障がいのある人)に対して、日中活動と合わせて、障がい者支援施設において利用者が自立した日常生活を営めるよう、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

介護を必要とする障がいのある人を対象に、事業所と利用者が利用契約を結び、共同生活を営む住居において入浴、食事、排泄等の介護や日常生活上の世話や相談支援などを行います。

サービス名		サービス内容
居住系サービス	訓練等給付 共同生活援助 (グループホーム)	介護は必要とせず、就労しているか、または自立訓練、就労移行支援等を利用している障がいのある人を対象に、事業所と利用者が利用契約を結び、共同生活の場において相談その他の日常生活上の援助を行います。

身体障がいのある人の施設入所支援は、平成18年度が見込み2人に対して実績も2人、平成19年度は見込み3人に対して実績が4人となっています。

旧法施設入所は、平成18年度が見込み33人に対して実績が35人、平成19年度は見込み33人に対して実績が34人となっています。

知的障がいのある人のグループホーム及びケアホームは、平成18年度が見込み41人に対して実績が40人、平成19年度は見込み55人に対して実績が45人となっています。

施設入所支援は、平成18年度が見込み8人に対して実績は2人、平成19年度は見込み9人に対して実績が3人となっています。

旧法施設入所は、平成18年度が見込み61人に対して実績は60人、平成19年度は見込み61人に対して実績が59人となっています。

■居住系サービスの見込量と実績値

項目	年度	平成18年度			平成19年度		
		見込み	実績	達成率 (%)	見込み	実績	達成率 (%)
の身体障がいのある人	共同生活援助(グループホーム) (人)	0	0	-	0	0	-
	共同生活介護(ケアホーム) (人)						
	施設入所支援 (人)	2	2	100.0	3	4	133.3
	旧法施設入所 (人)	33	35	106.1	33	34	103.0
の知的障がいのある人	共同生活援助(グループホーム) (人)	41	40	97.6	55	45	81.8
	共同生活介護(ケアホーム) (人)						
	施設入所支援 (人)	8	2	25.0	9	3	33.3
	旧法施設入所 (人)	61	60	98.4	61	59	96.7
の精神障がいのある人	共同生活援助(グループホーム) (人)	8	3	37.5	10	8	80.0
	共同生活介護(ケアホーム) (人)						
	施設入所支援 (人)	0	0	-	0	0	-
	旧法施設入所 (人)	3	0	-	3	0	0
合計	共同生活援助(グループホーム) (人)	49	43	87.8	65	53	81.5
	共同生活介護(ケアホーム) (人)						
	施設入所支援 (人)	10	4	40.0	12	7	58.3
	旧法施設入所 (人)	97	95	97.9	97	93	95.9

精神障がいのある人のグループホーム及びケアホームは、平成18年度が見込み8人に対して実績が3人、平成19年度は見込み10人に対して実績が8人となっています。

す。

旧法施設入所は、平成18年度・19年度ともに、見込み3人に対して利用はありませんでした。

3障がいの合計では、グループホーム及びケアホームは、平成18年度が見込み49人に対して実績が43人、平成19年度は見込み65人に対して実績が53人となっています。

3障がいの合計の施設入所支援は、平成18年度が見込み10人に対して実績が4人、平成19年度は見込み12人に対して実績が7人となっています。

旧法施設入所は、平成18年度が見込み97人に対して実績が95人、平成19年度は見込み97人に対して実績が93人となっています。

- 課題** ■精神障がいのある人の退院後や生活訓練施設退所後の動向が把握しきれず、グループホーム等の必要量が見込みにくい状況があります。
- 新体系への移行について未定の施設も多く、サービスの見込みがしにくい状況があります。

⑥ 相談支援

この場合の相談支援は、今後、退院可能な精神障がいのある人の地域移行が進むことによる利用増加が考えられますが、サービスが複数利用となる対象者ということでそれほど多くは見込んでいませんでした。

平成18年度は利用を見込んでおらず、実績もありませんでした。平成19年度は身体障がいのある人、精神障がいのある人の利用はありませんでしたが、知的障がいのある人の利用が1人あり、見込み3人に対して達成率は33.3%となっています。

■相談支援（サービス利用計画作成）の見込量と実績値

項目	平成18年度			平成19年度		
	見込み	実績	達成率(%)	見込み	実績	達成率(%)
身体障がいのある人 (人分)	0	0	-	3	0	0
知的障がいのある人 (人分)	0	0	-	3	1	33.3
精神障がいのある人 (人分)	0	0	-	4	0	0
合計 (人分)	0	0	-	10	1	10.0

- 課題** ■一人ひとりに対するきめ細かな支援のためにも、サービス利用計画作成を制度として組み込んでいく必要があります。
- 知的障がいのある人など、社会参加なども盛込んだきめ細かな1週間のケアプランの作成などが求められています。

(4) 地域生活支援事業

① 障害者相談支援事業

障がいのある人に対する福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング、生活相談及び情報の提供を総合的に実施し、地域において専門的な相談支援機関としての役割を果たす事業です。

平成18年度及び19年度の実績は、それぞれ見込み通りとなっています。

■障害者相談支援事業の見込量と実績値

項目	年度	平成18年度			平成19年度		
		見込み	実績	達成率(%)	見込み	実績	達成率(%)
障害者相談支援事業（か所）		2	2	100.0	3	3	100.0

② コミュニケーション支援

手話通訳者派遣の実績は、平成18年度・19年度共に見込みを上回り、達成率は平成18年度が204.2%、19年度が158.0%となっています。

要訳筆記通訳者派遣は、達成率が平成18年度は146.7%と見込みを上回ったものの、19年度には46.8%と低下しています。

■コミュニケーション支援事業の年間見込量と実績値

項目	年度	平成18年度			平成19年度		
		見込み	実績	達成率(%)	見込み	実績	達成率(%)
手話通訳者派遣人数（人日）		48	98	204.2	100	158	158.0
要約筆記通訳者派遣人数（人日）		45	66	146.7	94	44	46.8

注)実績は延派遣件数

課題 ■事業についての周知や人材の養成を行っていく必要があります。

③ 日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具は、平成18年度が28件（下半期14件）の見込みに対して利用実績が18件で、達成率は64.3%となっています。平成19年度は29件の見込みに対して9件の利用で、達成率は31.0%となっています。

自立生活支援用具は、平成18年度が80件（下半期40件）の見込みに対して利用実績は54件で、達成率は67.5%となっています。平成19年度は82件の見込み

対して49件の利用で、達成率は59.8%になっています。

在宅療養等支援用具は、平成18年度が56件（下半期28件）の見込みに対して利用実績は31件で、達成率は55.4%となっています。平成19年度は58件の見込みに対して23件の利用で、達成率は39.7%と低くなっています。

情報・意思疎通支援用具は、平成18年度が276件（下半期138件）の見込みに対して利用実績は242件で、達成率は87.7%となっています。平成19年度は282件の見込みに対して256件の利用で、達成率は90.8%になっています。

排泄管理支援用具は、平成18年度が1,612件（下半期806件）の見込みに対して利用実績は1,775件で、達成率は110.1%と高くなっています。平成19年度は1,654件の見込みに対して1,797件の利用で、達成率は108.6%になっています。

■日常生活用具給付等事業の年間見込量と実績値

項目	年度	平成18年度			平成19年度		
		見込み	実績	達成率(%)	見込み	実績	達成率(%)
介護訓練支援用具	(件)	28	18	64.3	29	9	31.0
自立生活支援用具	(件)	80	54	67.5	82	49	59.8
在宅療養等支援用具	(件)	56	31	55.4	58	23	39.7
情報・意思疎通支援用具	(件)	276	242	87.7	282	256	90.8
排泄管理支援用具	(件)	1,612	1,775	110.1	1,654	1,797	108.6
住宅改修費	(件)	6	3	50.0	5	5	100.0

課題 ■消防法及び市町村条例により、すべての住宅に火災警報器等の設置が義務付けられ、大阪府では平成23年度から開始されますが、火災警報器等についても給付等支援が必要です。

④ 移動支援事業

身体障がいのある人の利用者数は、平成18年度が148人（下半期74人）の見込みに対して利用実績が120人で、達成率は81.1%となっています。平成19年度は152人の見込みに対して116人の利用で、達成率は76.3%と低くなっています。

身体障がいのある人の利用時間は、平成18年度が36,876時間（下半期18,438時間）の見込みに対して利用実績が38,943時間で、達成率は105.6%となっています。平成19年度は37,872時間の見込みに対して33,534時間の利用で、達成率は88.5%になっています。

知的障がいのある人の利用者数は、平成18年度が34人（下半期17人）の見込みに対して利用実績が31人で、達成率は91.2%となっています。平成19年度は35

人の見込みに対して53人の利用で、達成率は151.4%となっています。

知的障がいのある人の利用時間は、平成18年度が1,908時間（下半期954時間）の見込みに対して利用実績が4,045時間で、達成率は212.0%となっています。平成19年度は1,968時間の見込みに対して8,018時間の利用で、達成率は407.4%と高くなっています。平成19年度の利用が伸びた要因として、制度の周知が進んだことや事業所の増加などがあげられます。

精神障がいのある人の利用者数及び利用時間については、平成18年度及び19年度共に見込みに比べて利用実績が少なく、達成率も低い状況です。

障がいのある児童の利用者数は、平成18年度が18人（下半期9人）の見込みに対して利用実績が24人で、達成率は133.3%となっています。平成19年度は20人の見込みに対して40人の利用で、達成率は200.0%となっています。

障がいのある児童の利用時間は、平成18年度が1,464時間（下半期732時間）の見込みに対して利用実績が3,130時間で、達成率は213.8%となっています。平成19年度は1,536時間の見込みに対して5,452時間の利用で、達成率は354.9%と高くなっています。母子世帯の増加や親の病気、地域とのかかわりの希薄化など家族を取り巻く状況の変化に伴い、利用が増加していると思われます。

3障がい合計の利用者数は、平成18年度が216人（下半期108人）の見込みに対して利用実績が176人で、達成率は81.5%となっています。平成19年度は226人の見込みに対して212人の利用で、達成率は93.8%となっています。

3障がい合計の利用時間数は、平成18年度が41,208時間（下半期20,604時間）の見込みに対して利用実績が46,173時間で、達成率は112.0%となっています。平成19年度は42,456時間の見込みに対して47,254時間の利用で、達成率は111.3%となっています。

■移動支援事業の年間見込量と実績値

項目	年度	平成18年度			平成19年度		
		見込み	実績	達成率(%)	見込み	実績	達成率(%)
身体障がいのある人	利用者数 (人)	148	120	81.1	152	116	76.3
	利用時間 (時間)	36,876	38,943	105.6	37,872	33,534	88.5
知的障がいのある人	利用者数 (人)	34	31	91.2	35	53	151.4
	利用時間 (時間)	1,908	4,045	212.0	1,968	8,018	407.4
精神障がいのある人	利用者数 (人)	16	1	6.3	19	3	15.8
	利用時間 (時間)	960	55	5.7	1,080	250	23.1
障がいのある児童	利用者数 (人)	18	24	133.3	20	40	200.0
	利用時間 (時間)	1,464	3,130	213.8	1,536	5,452	354.9
合計	利用者数 (人)	216	176	81.5	226	212	93.8
	利用時間 (時間)	41,208	46,173	112.0	42,456	47,254	111.3

課題

- 事業所が少なく、ガイドヘルパーも少ない状況にあり、事業所増が必要です。
- 一人ひとりに応じた社会参加の促進を図るような支援の充実が望まれています。
- 利用者の性・年齢に応じた対応ができるよう、ガイドヘルパーの充実も求められています。

⑤ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの設置か所数は、平成18年度がⅠ型の見込み1か所に対して実績も1か所で、達成率は100.0%となっています。平成19年度はⅠ型以外にⅢ型が1か所の計2か所の見込みに対して実績も2か所で、達成率は100.0%となっています。

利用者数は、平成18年度の見込み20人に対して利用実績は24人で、120.0%の達成率となっています。平成19年度はⅠ型の見込み20人に対して利用実績が24人で、達成率は120.0%、Ⅲ型の見込み10人に対して利用実績は15人で、達成率は150.0%となっています。

利用者数の合計は、平成19年度が30人の見込みに対して利用実績が39人で、達成率は130.0%となっています。

■地域活動支援センター事業の見込量／現行計画

項目		年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
基礎的事業計		設置か所数 (か所)	1	2	3	7
		利用者数 (人)	20	30	40	90
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所数 (か所)	1	1	1	1
		利用者数 (人)	20	20	20	20
	地域活動支援センターⅡ型	設置か所数 (か所)	0	0	0	2
		利用者数 (人)	0	0	0	30
	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数 (か所)	0	1	2	4
		利用者数 (人)	0	10	20	40

■地域活動支援センター事業の見込量と実績値

項目		年度		平成18年度			平成19年度		
		見込み	実績	達成率 (%)	見込み	実績	達成率 (%)		
地域活動支援 センターⅠ型	設置か所数 (か所)	1	1	100.0	1	1	100.0		
	利用者数 (人)	20	24	120.0	20	24	120.0		
地域活動支援 センターⅡ型	設置か所数 (か所)	0	0	—	0	0	—		
	利用者数 (人)	0	0	—	0	0	—		
地域活動支援 センターⅢ型	設置か所数 (か所)	0	0	—	1	1	100.0		
	利用者数 (人)	0	0	—	10	15	150.0		
基礎的事業計	設置か所数 (か所)	1	1	100.0	2	2	100.0		
	利用者数 (人)	20	24	120.0	30	39	130.0		

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

第1期計画に引き続き、計画の基本理念として、次の3点をかかげます。

1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人が自ら居住する場所を選択できるように、また、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていきます。

2 三障がいの一元化と総合的なサービス提供の推進

これまで、身体障がい、知的障がい及び精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化するとともに、本市がサービス提供の実施主体として、その人らしくまた、生涯を通して安心して暮らせるように、地域生活支援事業も含めサービスの充実を図っていきます。

3 地域生活移行や雇用・就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援し、施設・病院から地域生活への移行、あるいは雇用・就労支援といった課題に対応するため、ボランティア団体やNPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めていきます。

とくに、雇用や就労支援については、地域住民や地域団体、ボランティア団体やNPO、企業、サービス提供事業者等との連携を深め、雇用や就労の場の確保、委託や助言・指導等福祉的就労の支援体制の整備を進めていきます。

また、地域生活に移行する人のみならず継続して地域で生活する人と共に生き、支えあうまちづくりを進めていきます。

2 基本視点

基本理念を実現するための基盤整備に取り組むため、次の点を重視します。

① 在宅生活を支援する訪問系サービス等を障がいの区別なく充実

施設や病院から在宅・地域への移行を進めるとともに、障がいの種別にかかわらず必要なサービスや支援を利用し、その人らしい生活を送ることができるように、居宅介護等訪問系サービスや短期入所等の充実を図ります。精神障がいのある人の利用はまだまだ少なく、サービスの周知と利用促進を図ります。

② 地域全体でサービスや支援の充実を実現

障がいのある人の施設や病院から地域生活への移行、一般就労への移行を進めるため、サービスを提供する事業者及び従事者の充実を図るとともに、NPO、ボランティア活動の促進を図り、行政と一体となって支援の充実を図ります。

とくに就労については、就労移行支援等の推進とともに、行政をはじめ福祉施設や企業等、地域全体で雇用機会の拡大を図っていきます。

また、障がいのある人の日中活動の充実を図るため、サービス提供事業者等との検討・調整等を進め、障がいの特性や利用者個々のニーズに応じた活動の場の確保・充実を図ります。

③ 障がいのある人の個々へのきめ細かな対応

サービス利用者の権利擁護と選択の自由を保障することを基本に、障がいのある人に対する情報の提供とともに、適切に利用をできるように相談支援の充実を図ります。

また、一人ひとりの状態やニーズに適したサービスや支援の提供、ライフステージに即した総合的かつ継続的な対応など、きめ細かな対応を図っていきます。

3 平成23年度までにめざす姿

① 施設入所者の地域生活への移行

本市の施設入所者は、平成20年6月現在、身体障害がいある人が37人、知的障害がいのある人が68人、精神障害がいのある人が5人の合計110人となっています。入所者の地域生活への移行を促進するため、第1期計画では平成17年10月1日現在の入所施設利用者の1割以上を目標に、平成23年度までに地域生活への移行を進めることにしていました。基本的にはこの目標設定の考え方を第2期計画でも踏まえますが、大阪府の施設調査結果なども踏まえ、平成23年度末時点の施設入所者数の目標値を次のように設定します。

■施設入所者の地域生活への移行の目標

項目		人数	備考
身体障害がいのある人	現在の入所者数 (A)	37人	平成20年6月末現在
	目標年度の入所者数 (B)	35人	平成23年度末時点の利用人員
	【目標値】削減見込 (A-B)	2人 (5.4%)	
	【目標値】地域生活への移行数	2人 (5.4%)	施設入所から地域へ移行した人の数
知的障害がいのある人	現在の入所者数 (A)	68人	平成20年6月末現在
	目標年度の入所者数 (B)	58人	平成23年度末時点の利用人員
	【目標値】削減見込 (A-B)	10人 (14.7%)	
	【目標値】地域生活への移行数	10人 (14.7%)	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した人の数
精神障害がいのある人	現在の入所者数 (A)	5人	平成20年6月末現在
	目標年度の入所者数 (B)	2人	平成23年度末時点の利用人員
	【目標値】削減見込 (A-B)	3人 (60.0%)	
	【目標値】地域生活への移行数	6人 (120.0%)	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した人の数
合計	現在の入所者数 (A)	110人	平成20年6月末現在
	目標年度の入所者数 (B)	95人	平成23年度末時点の利用人員
	【目標値】削減見込 (A-B)	15人 (13.6%)	
	【目標値】地域生活への移行数	18人 (16.4%)	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した人の数

② 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

大阪府が平成19年度に実施した「精神科在院患者調査」の結果によると、本市住所地の在院の患者の中で社会的入院解消の対象となる「院内寛解」は12人、「寛解」は4人の計16人となっています。このうち、退院促進支援事業の利用が可能な人は2人、事業の利用中の人が1人となっていることから、本市の目標設定にあたっては、これら3人について平成23年度末における退院可能な精神障がいのある人として設定します。

地域への移行にあたっては、大阪府との連携を強化し、在院患者の特性やニーズ等を踏まえて、本人に寄り添う支援を基本に、退院促進支援事業の効果的な実施に努めるとともに、日中の生活訓練の場の充実やグループホームの整備充実、日中活動の場の確保等地域生活支援の充実に努めます。

また、地域に安心して帰っていただくため、行政をはじめ地域活動支援センター、医療機関等との連絡会議、医療機関におけるデイケアサービスの充実、訪問看護や居宅介護などの従事者の資質の向上、事業所同士の困難事例の検討等さまざまな課題の解決に向けて取り組んでいきます。

■受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人の目標

項目	人数	備考
入院時の患者数	151人	入院時の住所区分による
うち、寛解及び院内寛解の人	16人	入院時の住所区分による
うち、退院促進支援事業利用可能者	2人	
事業利用中の人	1人	
困難な人	9人	
判断できない人など	4人	
【目標値】削減見込	3人	

資料：「平成19年度精神科在院患者調査報告書」平成20年7月大阪府より

注)院内寛解・・・院内の保護的環境においては、日常生活に問題はないが、一般社会においては不適應、症状憎悪、再燃を起こしやすいもの。社会技能訓練等の包括的なりハビリテーション・プログラムにより、ある程度の自立性が期待できるもの
寛解・・・・・・・寛解状態にあるが、家族の受け入れ困難や生活の場の困難などの社会的要因により退院できないでいるもの。最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測されるもの。

■受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人の地域移行の見込み

項目		年度			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
入院利用(退院可能者)		(人)	1	1	1
日中活動の場	通所生活訓練、就労移行支援、地域活動支援センター利用	(人)	1 (5)	2	2
	就労継続支援利用	(人)		5	6
居住の場	グループホーム・ケアホーム	(人)		3	4
	一般・福祉ホーム	(人)		2	2

■精神障がい者退院促進支援事業の概要

退院促進支援事業とは

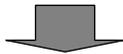
- 大阪府から委託を受け、(財)精神障害者社会復帰促進協会が実施している事業です。
- 利用できる人は、主治医の推薦が必要となりますが、まずは病院のスタッフ（主治医、看護師、ケースワーカーなど）に相談が必要です。
- 自立支援員とは、病院に出向き、事業利用希望者のペースに合わせて、退院に向けての準備をお手伝いする人で、大阪府から委託を受けている(財)精神障害者社会復帰促進協会（略称：復帰協）に所属しています。
- 費用は無料で、交通費の一部は復帰協から支給されます。飲食などの費用は自己負担となります。
- いつでもやめることができ、やめてもまた始めることもできます。

■退院の手順

① 自立支援員が病院へ訪問し、本人のお話をうかがいます。



② 本人の希望を聞きながら、病院のスタッフ（ケースワーカー、看護師など）と一緒に今後のことを考えていきます。



③ 本人の希望に沿って作業所、市役所、スーパーなどへ一緒に外出します。



④ 病院、作業所、保健所、役所などのスタッフが集まる自立支援促進会議などで、本人の退院に向けての活動や退院後の生活についてみんなで考えます。



⑤ 退院が決まったら、住まいの準備から、買い物やいろんな手続きを一緒に行ったり、準備をしたりします。



⑥ 退院後も本人の生活を、みんなで応援します。

③ 福祉施設から一般就労への移行

平成23年度中に、福祉施設から「就労移行支援」を通じて、一般就労へ移行する人数の目標値を設定します。福祉施設から一般就労に移行した人については、平成19年度実績で6人となっています。第1期の計画では、国及び大阪府の指針に基づき現状（平成17年度）の4倍以上とすることとし、本市においてもこの考え方に基づき、実績が2人だったため8人と設定しました。

また、国や府の指針では、基本的には現施設利用者の2割以上が就労移行支援事業を利用し、就労継続支援事業の利用者の3割がA型（雇用契約を締結するもの）を利用するものとしています。しかしながら、就労移行支援やA型に移行する事業所が少ないこと、事業所調査でも移行予定がなかったこと、利用者のニーズでもB型の利用意向や日中の居場所的なニーズが強いこと、小規模通所授産施設の移行予定もB型が多いなどを踏まえ、現実的な数値を設定しました。

一般就労については、福祉施設を利用せず支援学校から直接企業に入る人、自宅から通う人、福祉的就労を希望する人、日中活動の場として考えている人もいるなど、むしろ多様な働き方、日中の過ごし方ができるように選択肢を増やすことが重要です。

また、このような多様な働き方を支える地域のサポート体制も不可欠です。平成23年度に向けては、多様な就労の選択肢づくり、NPOやボランティアも含めたサポート体制づくりを進めていきます。

■福祉施設から一般就労に移行する人数の目標等

項目	人数	備考
現在の年間一般就労移行者数	6人	平成19年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	8人	平成23年度に訓練等給付事業所から一般就労に移行した人の数
【目標値】目標年度までの就労移行支援事業利用者	13人	現施設利用者の2割以上が就労移行支援事業利用
【目標値】目標年度の就労継続支援A型利用者	—	就労継続支援事業利用者の3割がA型(雇用契約締結)利用

4 障がいのある人の推計

訪問系サービスなどを見込むため、利用者である身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者を18歳未満と18歳以上に分けて、18歳未満は3障がい合わせて障がいのある児童として、それぞれの人数を推計しました。

推計は、① 過去の人数そのものについてのトレンド関数から求める方法と、② 最近3年間の平均の増加率から求める方法で行い、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人については、最近3年間の平均の増加率から求める方法による結果値を、障がいのある児童については、トレンド関数から求める方法による結果値を用いました。

それぞれの推計値は次表の通りです。

■障がいのある人の推計

障がい種別・年齢	年次	推計		
	実績	平成21年	平成22年	平成23年
身体障がいのある人(18歳以上) (人)	4,635	4,736	4,839	4,945
知的障がいのある人(18歳以上) (人)	629	644	659	674
精神障がいのある人(18歳以上) (人)	525	554	585	617
障がいのある児童(18歳未満) (人)	381	385	403	422
合計 (人)	6,170	6,319	6,486	6,658
対人口率 (%)	4.65			

5 区域の設定

障がい福祉サービスは、できる限り利用者にとって身近な地域で提供されることが必要です。また、サービス提供実施主体が市町村に一元化されたことから、基本的には本市において相談支援から訪問系、日中活動系、居住系に至るまでのサービスを提供することが望ましいことはいうまでもありません。

しかしながら、居宅介護（ホームヘルプサービス）などの訪問系サービスや相談支援などは、おおむね本市においてサービス提供が行えますが、施設利用の日中活動系サービスの基盤の確保については、近隣市を含めた一定の広がりを持った区域（障害保健福祉圏域）あるいは府全体で需給バランスを調整する必要があります。大阪府では18の障害保健福祉圏域に分けていて、本市は「北河内西障害保健福祉圏域」に位置づけられます。

また、国においても第2期計画の考え方で、市町村のサービス格差を是正するため、

圏域での整備をあげています。なお、居宅介護などの訪問系サービスや相談支援などは、おおむね本市においてはサービス提供を行えますが、施設利用の日中活動系のサービスについては、障がい福祉サービスなどの報酬単価が本市は乙地となっていて、同じ「北河内西障がい保健福祉圏域」の守口市や近隣の寝屋川市や大阪市の特甲地と比べて低いことから、本市に事業所を設置することを避ける傾向もあり、サービス供給基盤の確保については、「北河内西障がい保健福祉圏域」及び近隣市も含めた中で整備を進めざるをえず、一層連携強化や調整を図っていく必要があります。

第4章

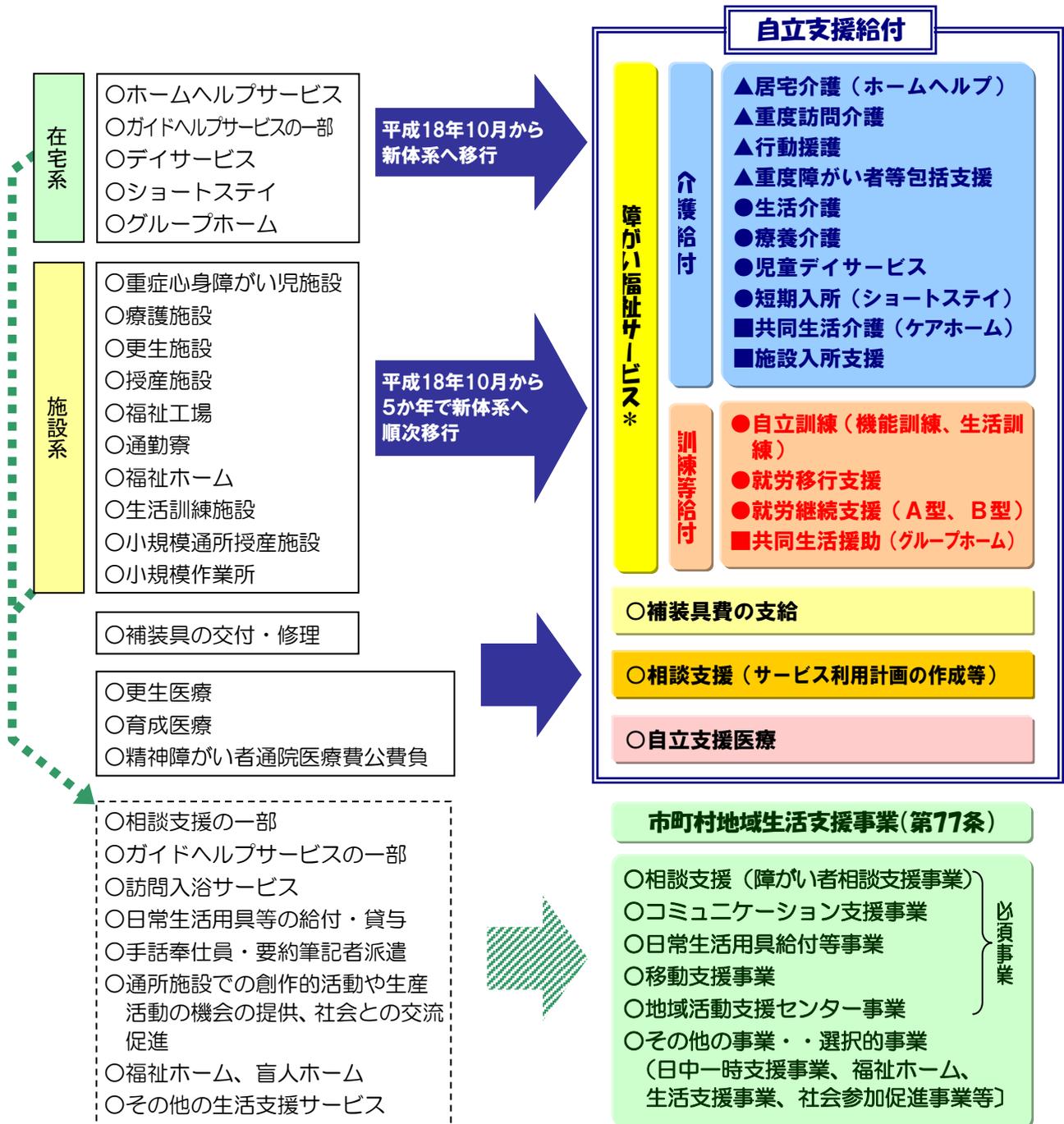
事業計画

1 障がい福祉サービス等の見込みと確保策

■障害者自立支援法に基づくサービス事業体系の概要

平成18年9月末まで

障害者自立支援法に伴うサービス事業体系



注) ▲：訪問系サービス
●：日中活動系サービス
■：居住系サービス

* 障害者自立支援法では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障がい福祉サービス」と定義し、限定的な用語として使われています。

(1) 訪問系サービスの見込みと確保策

訪問系サービスは、介護給付として「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障がい者等包括支援」の4つのサービスがあります。

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介助や家事援助を行います。重度訪問介護や行動援護、重度障がい者等包括支援の対象以外の人へのサービスです。
		重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、かつ四肢のマヒがある身体障がいのある人を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介助や家事援助、外出時の移動支援などを総合的にを行います。
		行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動に困難があり、常に介護の必要な人（児童を含む）に、自傷、異食、徘徊などの危険等を回避するための援護や外出時の移動中の介助等を行います。
		重度障がい者等包括支援	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童を対象に、常に介護が必要な人の中でも介護の必要な程度が特に高いと認められる人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

① 訪問系サービスの見込量

- 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童それぞれについて、平成20年4月～8月分の実績を基本に、1人あたり月平均利用時間を算出します。
- 平成20年4月～8月分の実績から月平均利用者数を算出し、その利用者数に推計した障がいのある人のそれぞれの人数の伸び率を乗じて平成23年度までの月平均利用者数を見込みます。
- 利用見込者数に設定した1人あたり月平均利用時間を乗じて平成21年度以降の1か月あたりの利用時間を見込みます。
- 精神障がいのある人は、身体障がいのある人のように恒常的にサービスを利用するのではなく、体調の悪いときの利用などが多いため、1人が定期的な利用として見込むことがむずかしいため、平均的な利用時間として見込んでいます。

■訪問系サービスの月平均見込量

項目	年度	実績	見込量			
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期参考)
の身体障がいのある人	利用時間数 (時間)	4,014	4,176	4,445	4,535	3,991
	利用者数 (人)	161	164	169	173	156
	1人あたり時間 (時間)	24.9	25.5	26.3	26.2	25.5
の知的障がいのある人	利用時間数 (時間)	286	294	316	324	307
	利用者数 (人)	33	34	36	37	39
	1人あたり時間 (時間)	8.7	8.7	8.8	8.8	7.8
の精神障がいのある人	利用時間数 (時間)	289	308	326	343	434
	利用者数 (人)	33	35	37	39	70
	1人あたり時間 (時間)	8.8	8.8	8.8	8.8	6.2
ある障がいの児童	利用時間数 (時間)	395	395	412	444	223
	利用者数 (人)	25	25	26	28	31
	1人あたり時間 (時間)	15.8	15.8	15.8	15.9	7.2
合計	利用時間数 (時間)	4,984	5,173	5,499	5,646	4,955
	利用者数 (人)	252	258	268	277	296
	1人あたり時間 (時間)	19.8	20.1	20.5	20.4	16.7

注)平成20年度実績は4月～8月の平均

② 訪問系サービスの確保策

平成20年6月現在、本市における訪問系サービス事業所の大阪府の指定状況は、居宅介護及び重度訪問介護が合わせて23件となっています。市外では、寝屋川市の利用が8件、守口市が6件、大阪市が4件、その他が2件の計20件となっています。

また、行動援護は、守口市が2件、大阪市が1件の計3件で、今後参入の促進を図る必要があります。

(2) 日中活動系サービスの見込みと確保策

施設やグループホームなどに入所・居住している人も、日中は入所している施設やその他の場所で、訓練や就労支援など希望するサービスを受けます。

■ 日中活動系サービスの種類と内容

		サービス名	サービス内容
介護給付		生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間、事業所等で、 ① 食事、入浴、排泄、食事等の介助、日常生活上の支援 ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供 ③ ①や②を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を行います。
		療養介護	医療が必要な障がいのある人で、常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
		児童デイサービス	日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應できるよう、障がいのある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行います。
		短期入所	介護者の疾病やその他の理由で、障がい者支援施設に短期間入所させ、入浴、排泄、食事の介助等を行います。
日中活動系サービス	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。自立訓練には、これまでの身体障がい者更生施設の日中活動部分が該当する機能訓練と、これまでの知的障がい者更生施設や精神障がい者生活訓練施設の日中活動部分が該当する生活訓練の2種類があります。生活訓練利用後の日中活動としては、就労継続支援(B型)への移行を、居住系サービスとしては、グループホーム・ケアホーム等への移行を想定しています。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。就労移行支援利用後の日中活動としては、一般就労や就労継続支援(A型もしくはB型)への移行、居住系サービスとしては、グループホーム・ケアホーム等への移行を想定しています。
		就労継続支援	一般企業等への就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。就労継続支援には、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行うA型と、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行うB型の2種類があります。A型は労働基準法等関係法規を遵守し、B型は工賃目標水準を、地域の最低賃金の1/3の額を目安とし、かつ、前年度の実績額以上とすることをめざします。

① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、旧法施設支援の見込量

○入所施設、通所施設、小規模通所授産施設の平成20年4月～8月の利用実績から、1人あたり月平均利用日数を算出し、大阪府の意向調査及び本市の事業所意向調査結果等を踏まえ、移行時期及び移行予定サービスに割り振った人数から算出します。

○利用者数については、大阪府の調査から府立施設及び民間の入所施設からの地域移行者を移行予定年度に割り振るとともに、支援学校卒業生の利用者増や退院可能精神障がいのある人の地域移行に伴う利用者増を見込みます。また、平成20年度現在、地域活動支援センターとして活動していた2事業所がそれぞれ、第2期計画の期間中に就労継続支援B型移行への意向予定があることから、この利用者増も見込んでいます。

■日中活動系サービスの月平均見込量（利用者数）

項目		年度			
		利用者数の見込量(人)			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度(第1期参考)
身体障がいのある人	生活介護	57	62	64	57
	自立訓練(機能訓練)	2	1	1	3
	就労移行支援	1	1	1	0
	就労継続支援(A型)	—	—	—	3
	就労継続支援(B型)	4	9	9	5
	旧法施設支援	1	1	1	0
知的障がいのある人	生活介護	112	116	125	157
	自立訓練(生活訓練)	1	2	2	21
	就労移行支援	11	11	10	31
	就労継続支援(A型)	—	—	—	6
	就労継続支援(B型)	69	86	99	30
	旧法施設支援	49	45	33	0
精神障がいのある人	生活介護	1	1	1	16
	自立訓練(生活訓練)	6	2	2	12
	就労移行支援	2	2	2	9
	就労継続支援(A型)	—	—	—	4
	就労継続支援(B型)	4	10	11	15
	旧法施設支援	70	70	70	0
合計	生活介護	170	179	190	230
	自立訓練(機能・生活訓練)	9	5	5	36
	就労移行支援	14	14	13	40
	就労継続支援(A型)	—	—	—	13
	就労継続支援(B型)	77	105	119	50
	旧法施設支援	120	116	104	0

■ 日中活動系サービスの月平均見込量（利用日数）

項目		年度			
		利用日数の見込量(人日)			
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 23年度 (第1期参考)
身体障 がいのある 人	生活介護	870	1,020	1,080	1,277
	自立訓練(機能訓練)	32	16	16	63
	就労移行支援	20	20	20	0
	就労継続支援(A型)	—	—	—	63
	就労継続支援(B型)	86	194	194	108
	旧法施設支援	20	20	20	0
知的障 がいのある 人	生活介護	2,218	2,297	2,553	3,279
	自立訓練(生活訓練)	19	38	38	444
	就労移行支援	220	220	200	632
	就労継続支援(A型)	—	—	—	121
	就労継続支援(B型)	1,304	1,625	1,871	618
	旧法施設支援	916	842	617	0
精神障 がいのある 人	生活介護	9	9	9	323
	自立訓練(生活訓練)	132	44	44	246
	就労移行支援	30	30	30	181
	就労継続支援(A型)	—	—	—	81
	就労継続支援(B型)	64	160	176	302
	旧法施設支援	847	847	847	0
合 計	生活介護	3,097	3,326	3,642	4,879
	自立訓練(機能・生活訓練)	183	98	98	753
	就労移行支援	270	270	250	813
	就労継続支援(A型)	—	—	—	265
	就労継続支援(B型)	1,454	1,979	2,241	1,028
	旧法施設支援	1,783	1,709	1,484	0

② 療養介護の見込量

療養介護の対象者は、医療が必要な障がいのある人で、常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行うサービスで、これまでの重症心身障がい児施設や国立病院委託病床の日中活動分が該当します。本市では、第1期計画策定時の該当者が1人となっています。

③ 児童デイサービスの見込量

○児童デイサービスの利用は、平成20年度の利用実績を踏まえて見込んでいます。

■児童デイサービスの月平均見込量

項目	年度	実績				
		見込量				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度(第1期参照)
利用日数 (日)		9	9	9	10	2
利用者数 (人)		4	4	4	4	1
1人あたり日数 (日)		2.3	2.3	2.3	2.5	2

注)平成20年度実績は4月～8月の平均

④ 短期入所の見込量

○身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童それぞれについて、平成20年4月～8月の実績を踏まえ、1人あたり月平均利用日数を算出します。

○利用者については、推計した障がいのある人の人数の伸びを見込んで利用見込者数を算出します。

○利用見込者数に設定した1人あたり月平均利用日数を乗じて平成21年度以降の1か月あたりの利用日数を見込みます。

■短期入所の月平均見込量

項目	年度	実績				
		見込量				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度(第1期参照)
身体障がいのある人	利用日数 (日)	65	66	68	69	39
	利用者数 (人)	8	8	8	9	
知的障がいのある人	利用日数 (日)	55	58	59	61	47
	利用者数 (人)	13	13	13	14	
精神障がいのある人	利用日数 (日)	6	7	8	9	5
	利用者数 (人)	2	2	2	2	
障がいのある児童	利用日数 (日)	8	9	9	10	11
	利用者数 (人)	3	3	3	3	
合計	利用日数 (日)	134	140	144	149	102
	利用者数 (人)	26	26	26	28	

注)平成20年度の実績は4月～8月の平均

⑤ 日中活動系サービスの確保策

市内事業者による日中活動系サービスの指定状況は、平成20年6月現在、生活介護が17件、うち門真市が2件、市外は守口市が5件、寝屋川市が3件、大阪市が2件、大東市・枚方市がそれぞれ1件、その他が3件となっています。

短期入所は8件で、うち門真市が2件、四條畷市が2件、守口市・大東市・枚方市・大阪市がそれぞれ1件となっています。

その他のサービスは、就労移行支援は門真市が1件、大東市・松原市がそれぞれ1件の計3件、機能訓練が大阪市で1件、生活訓練が守口市で1件となっていて、新体系サービスがまだまだ少ない状況です。

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、また家族等の介護負担の軽減を図るために、市内外の社会福祉法人やNPO法人、障がい者団体などと連携しながら、これまでの入所や通所施設における日中活動系サービスの提供の充実に努めます。とくに、今後、支援学校卒業生や、長期入院後の精神障がいのある人などの需要が高まることが予想され、一層の充実に努めます。

(3) 居住系サービスの見込みと確保策

■居住系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
居住系サービス	介護給付	施設入所支援
		共同生活介護(ケアホーム)
	訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)
		生活介護の対象者(夜間等に介護を必要とする障がいのある人)に対して、日中活動と合わせて、障がい者支援施設において利用者が自立した日常生活を営めるよう、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
		介護を必要とする障がいのある人を対象に、事業所と利用者が利用契約を結び、共同生活を営む住居において入浴、食事、排泄等の介護や日常生活上の世話や相談支援などを行います。
		介護は必要とせず、就労しているか、または自立訓練、就労移行支援等を利用している障がいのある人を対象に、事業所と利用者が利用契約を結び、共同生活の場において相談その他の日常生活上の援助を行います。

① 居住系サービスの見込量

○入所施設の利用は、平成20年6月現在の施設利用者を基に、大阪府の調査結果から、地域移行者を見込んでいます。

○グループホーム、ケアホームについては、平成20年8月の利用実績及び大阪府の事業者意向調査、本市の事業者意向調査、精神障がいのある人の地域移行を踏まえています。

■居住系サービスの見込量

項目	年度	見込量				
		実績 平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 23年度 (第1期参照)
身体障がい のある人	共同生活援助(グループホーム)(人)	0	0	0	0	3
	共同生活介護(ケアホーム)(人)					
	施設入所支援(人)	3	18	22	23	34
	旧法施設入所(人)	35	19	14	12	0
知的障がい のある人	共同生活援助(グループホーム)(人)	44	48	52	57	66
	共同生活介護(ケアホーム)(人)					
	施設入所支援(人)	6	30	29	37	65
	旧法施設入所(人)	56	34	31	21	0
精神障がい のある人	共同生活援助(グループホーム)(人)	9	11	14	15	15
	共同生活介護(ケアホーム)(人)					
	施設入所支援(人)	0	0	0	0	2
	旧法施設入所(人)	5	6	2	2	0
合計	共同生活援助(グループホーム)(人)	53	59	65	72	84
	共同生活介護(ケアホーム)(人)					
	施設入所支援(人)	9	48	51	60	101
	旧法施設入所(人)	96	59	47	35	0

注)平成20年度実績は6月時点

② 居住系サービスの確保策

利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施と、新体系サービスへの円滑な移行、需要に合わせた施設の新設などを促進します。

グループホームについては、地域移行支援センターの整備計画があり、そこでグループホームも併せて整備の予定となっています。

(4) 相談支援の見込量

この場合の相談支援は、サービス利用計画の作成であり、現在利用がありません。今後、退院可能な精神障がいのある人の地域移行が進むことによる利用増加が考えられますが、サービスが複数利用となる対象者ということでそれほど多くは見込んでいません。

本市における相談支援事業所の大阪府の指定状況は、2事業所となっています。

■相談支援（サービス利用計画作成）の見込量

年度 障害種別	実績	見込量			
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 23年度 (第1期参照)
身体障がいのある人（人分）	0	0	0	0	4
知的障がいのある人（人分）	0	1	1	1	6
精神障がいのある人（人分）	0	1	1	1	7
合計（人分）	0	2	2	2	17

注)平成20年度実績は8月時点

2 地域生活支援事業の見込みと確保策

市町村地域生活支援事業では、必須事業として相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センターを実施します。相談支援事業等では、さまざまな相談や情報提供、助言などの支援を行います。

■地域生活支援事業の種類と内容

サービス名		サービス内容	
地域生活支援事業	必須事業	相談支援事業	障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ったり、権利擁護のための必要な援助を行います。
		コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。
		日常生活用具給付等事業	日常生活用具と補装具を再区分し、点字器、歩行補助つえ、ストマ等は日常生活用具へ移行。パソコンは廃止。品目は市町村で要件の範囲で自由に設定でき、国から参考例が示されています。負担額も市町村で自由に設定します。
		移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援の対象者以外の移動支援であり、個別支援型・グループ支援型・車両移送型の3つが想定されています。
		地域活動支援センター	障がいのある人等が通う施設で、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
地域生活支援事業	選択的事业	日中一時支援事業	障がいのある人等の日中活動の場を提供し、見守りを行います。
		生活支援事業	障がいのある人等に対し、日常生活上必要な訓練等、本人支援活動などを行うことで、生活の質的向上を図ります。
		社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行ったり、手話や要約筆記者の養成事業を行うことで、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

(1) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がいのある人に対する福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング、生活相談及び情報の提供を総合的に実施し、地域において専門的な相談支援機関としての役割を果たしていけるよう実施します。

今後は、南部地域での相談窓口の開設など、市域全体の相談支援体制の充実を図ります。

■障がい者相談支援事業の見込量

年度 項目	実績	見込量			
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 23年度 (第1期参照)
障がい者相談支援事業(か所)	3	3	3	3	3

注)平成20年度実績は8月時点

② 門真市障がい者地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、平成20年3月に学識経験者、当事者(障がいのある人)、関係機関等で構成する「門真市障がい者地域自立支援協議会」を設置しました。

「門真市障がい者地域自立支援協議会」では、①障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業の運営評価、②困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整、③地域の関係機関によるネットワークの構築、④権利擁護、就労支援等に関する調整及び研究、⑤地域の社会資源の開発又は改善、⑥障がい福祉計画の進捗状況の把握及び推進等、について協議します。

また、地域住民が障がいのある人や障がいに対する理解を深められるよう、福祉施設や校区福祉委員会や民生委員・児童委員等に対する研修など、障がいのある人の理解のあり方や障がいのある人の地域での自立した生活の具体的なありようについて、地域自立支援協議会の中でも検討していきます。

■門真市障がい者地域自立支援協議会のネットワーク図

門真市障がい者地域自立支援協議会（年2回の開催予定）

構成員は関係機関からの選出、当事者等とする。

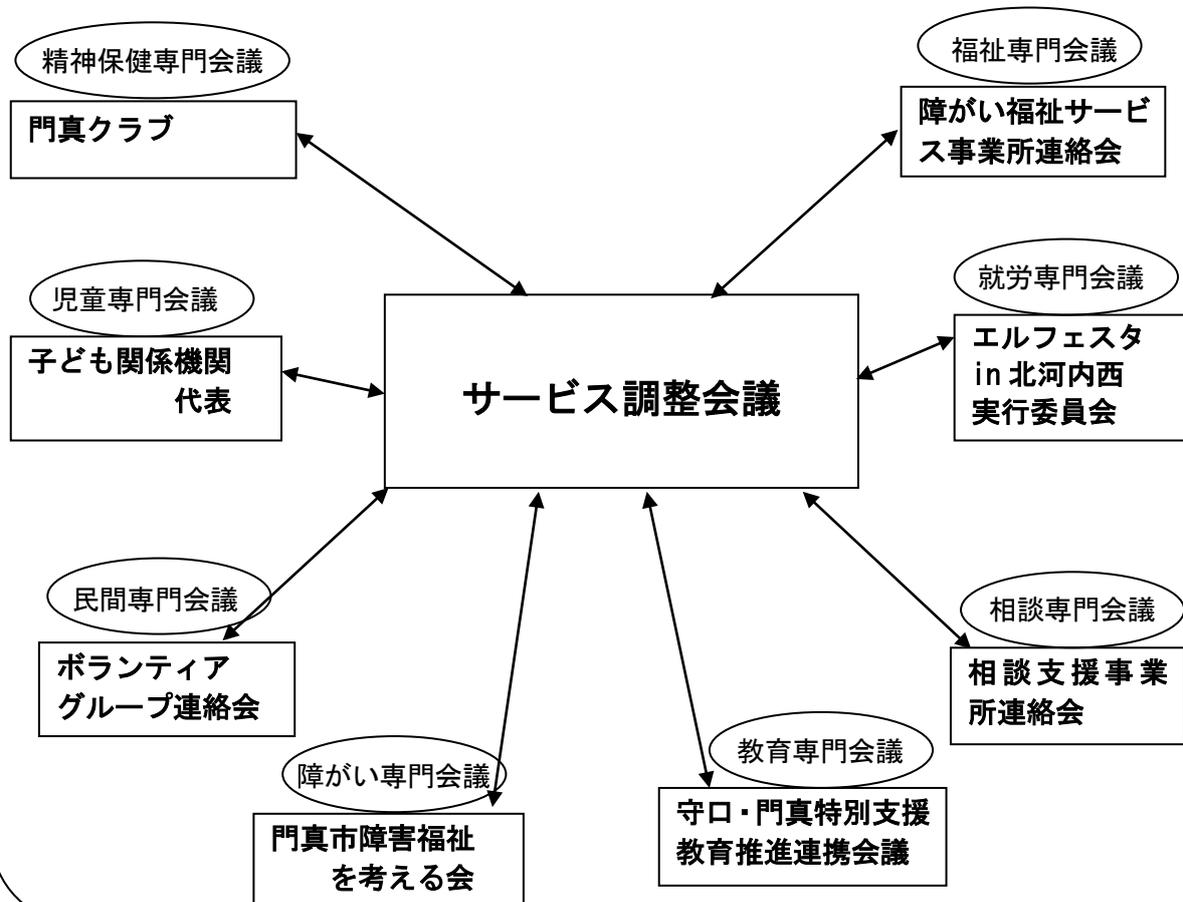
- ・障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業の運営評価
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- ・地域の関係機関によるネットワークの構築
- ・権利擁護、就労支援等に関する調整及び研究
- ・地域の社会資源の開発又は、改善
- ・障がい福祉計画の進捗状況の把握及び推進等

地域の問題や課題などサブ協議会からの意見を集約し、門真市障がい者地域自立支援協議会に意見具申を行う。



門真市障がい者地域自立支援協議会からサブ協議会への情報発信

門真市障がい者地域自立支援協議会サブ協議会



③ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人、または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。また、成年後見制度の申立てに要する費用負担が困難な人については、その経費を助成します。また、後見人等の報酬等必要となる経費の全部または一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に、その経費を助成します。

なお、市長申立てすべき人の条件は、次のいずれにも該当する人としてします。

- ① 障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする身寄りのない重度の知的障がいのある人、または精神障がいのある人
- ② 市が知的障害者福祉法第28条または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める人

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳や要約筆記などの方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣を行います。

サービスの提供は本市が実施主体として、手話通訳士またはこれに準ずる知識もしくは技術を有した者を手話通訳者として福祉事務所に設置し、派遣のコーディネート等を行い、聴覚障がいのある人など関係機関とのコミュニケーション支援や情報提供、生活援助、相談、助言などを行います。

■手話通訳者及び要約筆記者派遣事業の年間見込量

項目	年度	実績	見込量			
			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (第1期参照)
手話通訳者派遣事業	手話通訳を必要とする人 (人)	15	15	15	17	18
	手話通訳者派遣人数 (人)					115
要約筆記者派遣事業	要約筆記を必要とする人 (人)	1	1	2	3	6
	要約筆記通訳者派遣人数 (人)					108

注) 第1期では、派遣延人数を計上していましたが、国の見込み方が実人数に変更になりました。
平成20年度実績は8月時点

(3) 日常生活用具給付等事業

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人及び障がいのある児童に対して、日常生活用具を給付するとともに、住宅改修費を助成します。

日常生活用具給付等事業の見込量は、平成18年度から平成19年度までの利用実績と障がいのある人の今後の推計に基づき見込んでいます。

■日常生活用具給付等事業の年間見込量

項目	年度	見込量			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期参照)
介護訓練支援用具 (件)		9	10	10	32
自立生活支援用具 (件)		52	53	54	90
在宅療養等支援用具 (件)		24	25	25	63
情報・意思疎通支援用具 (件)		269	275	281	310
排泄管理支援用具 (件)		1,836	1,876	1,917	1,813
住宅改修費 (件)		5	5	5	6

■日常生活用具給付等事業の分類

介護・訓練支援用具	情報・意思疎通支援用具
特殊寝台	携帯用会話補助装置
特殊マット	情報・通信支援用具
特殊尿器	点字ディスプレイ
入浴担架	点字器
体位変換器	点字タイプライター
移動用リフト	視覚障がい者用ポータブルレコーダー
訓練いす(児のみ)	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置
訓練用ベッド(児のみ)	視覚障がい者用拡大読書器
自立生活支援用具	盲人用時計
入浴補助用具	聴覚障がい者用通信装置
便器	聴覚障がい者用情報受信装置
頭部保護帽	人工咽頭
T字状・棒状のつえ	福祉電話(貸与)
移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	ファックス(貸与)
特殊便器	視覚障がい者用ワードプロセッサ
火災警報器	点字図書
自動消火器	排泄管理支援用具
電磁調理器	ストマ装具
歩行時間延長信号機用小型送信機	紙おむつ等
聴覚障がい者用屋内信号装置	収尿器
在宅療養等支援用具	住宅改修費
透析液加温器	居室生活動作補助用具
ネブライザー(吸入器)	
電気式たん吸引器	
酸素ボンベ運搬車	
盲人用音声式体温計	
盲人用体重計	

(4) 移動支援事業

外出について援助が必要な障がいのある人に、付き添い等の支援を行います。

移動支援事業の見込量は、平成18年度から平成20年度上半期までの利用実績を踏まえるとともに、施設入所者の地域移行に伴う利用増等を見込んでいます。

■ 移動支援事業の年間見込量

年度 項目		実績	見込量			
			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (第1期参照)
身体障がいのある人	利用者数 (人分)	142	147	150	154	167
	利用時間 (時間)	27,540	28,503	29,085	29,861	41,484
知的障がいのある人	利用者数 (人分)	83	87	89	91	38
	利用時間 (時間)	9,564	10,022	10,252	10,483	2,160
精神障がいのある人	利用者数 (人分)	3	4	4	5	30
	利用時間 (時間)	128	252	271	315	1,680
障がいのある児童	利用者数 (人分)	48	50	52	54	23
	利用時間 (時間)	5,256	5,475	5,694	5,913	1,788
合計	利用者数 (人分)	276	288	295	304	258
	利用時間 (時間)	42,488	44,252	45,302	46,572	47,112

注)平成20年度実績は年間見込量

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターには、次のようなⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型があります。

Ⅰ型：利用者に対する創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流等を促進する活動（以下、「基礎的事業」といいます。）

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を相談支援事業と併せて実施

Ⅱ型：利用者15人以上で、基礎的事業を行うほか、地域において雇用または就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施

Ⅲ型：利用者10人以上で、基礎的事業を実施

本市においては、サービス提供事業所等との連携を図り、地域活動支援センターでの基礎的な事業に加え、地域の実情に合わせて柔軟に事業を実施していきます。

平成20年10月現在、本市では地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型それぞれ1か所となっていますが、地域活動支援センターⅡ型は、現在の事業所が平成23年度に就労継続支援B型に移行予定となっています。

また、地域活動支援センターⅢ型は、平成21年度に就労継続支援B型に移行予定となっています。

■地域活動支援センター事業の見込量

項目		年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 23年度
基礎的事業計		設置か所数 (か所)	2	2	1	7
		利用者数 (人)	35	35	20	90
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所数 (か所)	1	1	1	1
		利用者数 (人)	20	20	20	20
	地域活動支援センターⅡ型	設置か所数 (か所)	1	1	0	2
		利用者数 (人)	15	15	0	30
	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数 (か所)	0	0	0	4
		利用者数 (人)	0	0	0	40

(6) 選択的事業等

本市の選択的事業として、以下の事業を実施します。

■地域生活支援事業選択的事業一覧

事業名	事業概要
日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援事業の中の市町村選択事業の1つとして、日中一時支援事業を実施します。この事業は、介護者等が介護できない状態のため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人または障がいのある児童に日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や障がいのある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を支援します。
生活支援事業(小規模障がい者デイサービス)	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅の障がいのある人などに対して、日常生活上必要な訓練及び指導等障がいのある人の活動支援等を実施する事業を行うことにより、生活の質的向上を図るとともに、障がいのある人の社会復帰を促進します。 ●生活支援事業の内容は、就労が困難なため在宅で過ごしている障がいのある人で日常生活上の訓練及び指導等が必要と認められる人に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の支援を行う小規模障がい者デイサービス事業を実施します。
身体障がい者用自動車改造費助成金交付	<ul style="list-style-type: none"> ●社会参加促進事業の1事業として、身体障がい者手帳を所持する人で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級から6級までのいずれかに該当するものが就労等に伴い、自らが所有し、かつ運転する自動車を改造する必要があると認められるとき、助成します。助成金の限度額は10万円とします。
身体障がい者自動車運転免許取得費助成金交付	<ul style="list-style-type: none"> ●社会参加促進事業の1事業として、身体障がいのある人が自動車運転免許を取得するために要した費用の一部に対し、予算の範囲内において助成金を交付します。助成金の額は、免許の取得に直接要した費用の3分の2の額とし、助成金の限度額は10万円とします。対象者は身体障害者手帳1～4級で免許取得後3か月以内の人となっています。

また、その他の本市の事業として、以下の事業を実施します。

■その他の本市事業一覧

事業名	事業概要
補装具費利用者負担額助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人が補装具の購入または修理を必要とする場合に、門真市障害者自立支援法施行規則（平成18年門真市規則第23号）の規定に基づき課せられる利用者負担額相当額を助成することにより、補装具の取得を容易にし、福祉の増進を図ります。（所得制限があります。）
在宅障がい者配食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ●食事づくりが困難な在宅の重度の障がいのある人に対して、栄養のバランスのとれた食事の定期的な提供を通じて、健康の維持、疾病の予防、「食」の自立等を図るとともに、配食時に安否確認などを実施し、障がいのある人の在宅生活を支援します。 ●あらかじめ市と委託契約を締結した社会福祉法人が実施します。 ●対象者は、①単身の重度障がいのある人 ②重度障がいのある人のみの世帯の構成員 ③その他福祉事務所長が認めた人。 ●サービスの内容は、利用者の居宅への食事の配達及び当該利用者の安否確認等で、食事回数は原則として利用者1人あたり週7日を限度とし、1日1食とします。
身体障がい者福祉電話貸与	<ul style="list-style-type: none"> ●外出が困難な重度の身体障がいのある人に対し、電話を貸与し、重度障がいのある人とのコミュニケーション及び緊急連絡の確保を図ります。 ●対象者は、①本市に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により記録または外国人登録法の規定により登録されていること ②在宅し、かつ、ひとり暮らしの人またはこれに準ずる人 ③電話を設置していないこと ④本人またはその属する世帯が低所得（原則として非課税世帯）であること ⑤身体障がい者手帳を所持する人で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級または2級に該当すること。ただし、いずれかの要件を欠く場合でも、市長がとくに必要と認める人は対象とします。
高齢者等緊急通報装置貸与	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者（おおむね65歳以上の人）及び重度身体障がいのある人に対し、簡単な操作により第三者に通報することができる緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図れるようにします。 ●対象者は、本市に居住する病弱者のうち、次のいずれかに該当する人としてします。①ひとり暮らしの高齢者 ②高齢者のみの世帯に属する人 ③ひとり暮らしの重度身体障がいのある人 ④重度身体障がいのある人のみの世帯に属する人 ⑤その他福祉事務所長が必要と認めた人。
朗読奉仕員養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障がいのある人に対し、必要な情報が提供され、福祉の増進を図れるよう、朗読奉仕員を養成します。
精神障がい者グループワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> ●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第4項の規定による相談及び指導を行います。利用者及び利用者を含む集団が相互援助体制を形成して、利用者が抱える課題に取り組み、克服できるよう必要な助言・援助を行います。 ●対象者は、本市に居住する精神障がいのある人及び精神疾患を有する在宅の人で、グループワーク事業の利用が適当と認められる人。 ●利用者は、レクリエーション事業等でカラオケ、施設見学、料理教室等に参加した場合は、実費相当額を負担していただきます。

3 障がいのある人の人権擁護と利用者本位の環境の整備

① 障がいのある人の人権の尊重

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ノーマライゼーションの理念の実現をめざし、家庭、地域、学校、事業所、関係機関や地域団体等が一体となってバリアフリー社会づくりを進めます。

そのため、福祉施設や当事者団体等と連携を図り、校区福祉委員会や民生委員・児童委員など地域団体に対する障がいのある人や障がいについての理解を深めるための研修などの充実を図ります。

また、障がいのある人の入所施設やグループホーム等において、利用者である障がいのある人が身体拘束や虐待を受けることのないように、事業者や従事者に対する人権意識の啓発を進めるとともに、事業者連絡会等において研修の充実を促進します。

さらに、家庭においても、介助放棄や閉じ込め、精神的、肉体的な暴力等の虐待行為等をなくしていけるよう、当事者団体をはじめ地域団体、関係機関との連携のもとに、啓発をはじめ地域での見守り体制の構築などに努めます。

② 相談・情報提供体制の整備

障がいの種類や程度にかかわらず、サービスの利用について適切な助言等相談支援を行うとともに、当事者によるきめ細やかな対応、生活相談及び情報の提供を、相談支援事業所と連携し総合的に実施していきます。

また、障がい福祉サービスの体系や内容について、パンフレットをはじめホームページ、出前講座等により周知を図ります。

③ 公正・公平な認定調査・支援の必要度の判定

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、サービス支給決定に向けて、障がい程度区分と勘案事項等を把握するための認定調査等を適切に実施します。

また、障がい程度区分など認定調査等の結果に基づき、「門真市障がい程度区分等認定審査会」において、公平・公正な立場で、かつ専門的な観点から支援の必要度を判定します。

④ 総合的なケアマネジメント体制の整備

相談支援事業を実施する相談支援事業所において、障がいの種類や程度等に応じて、一人ひとりに合ったサービス利用計画のマネジメントを実施するとともに、福祉サービスの利用援助を行います。

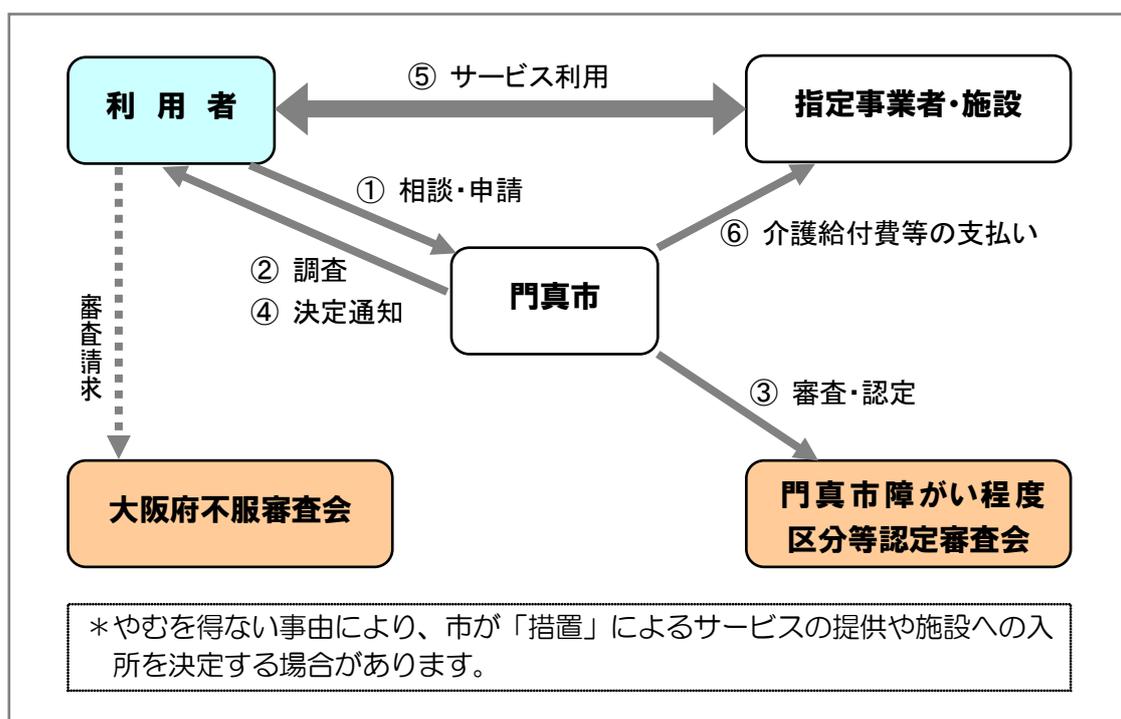
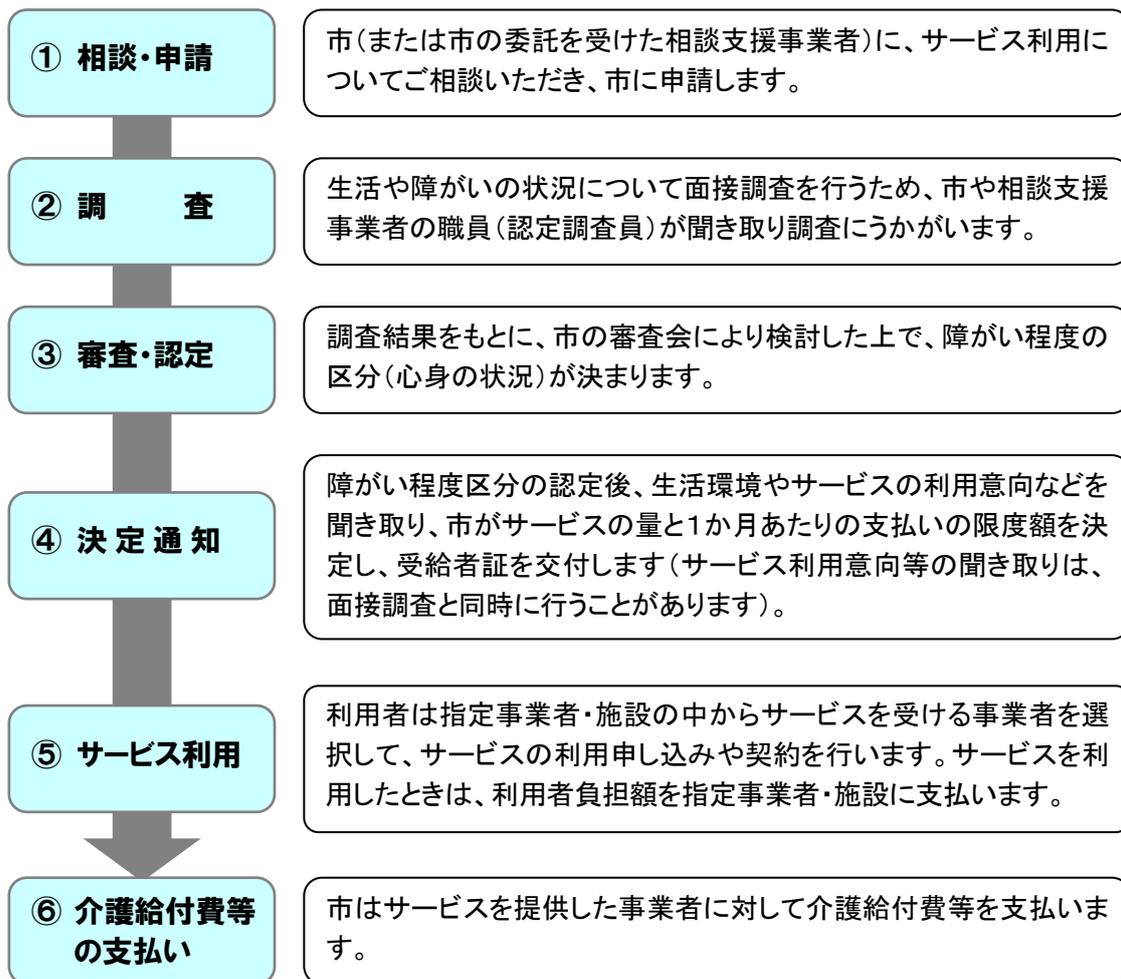
また、相談支援事業をはじめ地域の障がい福祉に関するシステムをつくるため、中核的な役割を果たす協議の場として、門真市障がい者地域自立支援協議会において具体的な困難事例への対応のあり方、サービス調整会議などを開催します。

⑤ サービス事業者と人材の確保

全国的に福祉にかかわる人材不足が指摘され、事業所でのヘルパー等の確保が困難な状況があります。また、障がいのある人に対するサービス提供は個別性が高く、援助技術や経験が必要なケースも多いことから、大阪府等関係機関との連携により人材の確保に努めます。

また、多様なサービスニーズに対応していくため、福祉圏域での協議などを進め、不足しているサービスについて事業者の実態の把握や円滑な新体系移行への促進支援を図るなど、安定したサービスの供給体制の確保に努めます。

■障がい福祉サービス利用までの流れ



4 計画の推進

① 計画の広報・周知

市民が障害者自立支援法の内容や障がい福祉サービスについて理解を深められるように、この計画について広報やホームページ等による周知を図ります。

② 関係各課・関係機関との連携

この計画は、障がい福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携がとくに重要です。障がいのある人が地域での自立した生活を確保できるよう、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関等の相互協力のもと、推進していきます。

③ 計画の点検・評価体制

この計画の着実かつ効果的な推進を図るためには、計画の進捗状況の点検・評価及び見直しを行い、必要に応じて対策を講じていく必要があります。

また、新体系への移行やサービスの充実、障がいのある人の地域移行や就労移行を促進することも必要です。

そのため、学識経験者、当事者（障がいのある人）、関係機関等で構成する「門真市障がい者地域自立支援協議会」において、計画の点検・評価、検討・調整を進めます。